

令和5（2023）年度 包括外部監査結果報告書

業務委託に関する財務事務の執行及び民間活用による効率化について

令和6（2024）年2月

川崎市包括外部監査人

公認会計士 小俣雅弘

目次

I. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査人及び補助者	1
5. 包括外部監査の対象部署・対象期間・実施期間	2
6. 主な監査要点	2
7. 主な監査手続	2
8. 「監査の結果」と「意見」	3
9. 利害関係	3
II. 委託契約の概要	4
1. 委託契約とは	4
2. 委託の契約方法	4
3. 外部委託に関する川崎市の条例・規則	7
III. 川崎市の財政状況と財政運営における民間活用	8
1. 川崎市の財政の状況	8
2. 今後の財政の見通しと財政運営における民間活用	11
IV. 川崎市の委託契約における契約方法の傾向	13
V. 川崎市における民間活用の考え方の変遷	14
1. 民間活用の考え方の変遷	14
2. 民間活用（川崎版 PPP）推進方針の策定	18
VI. 川崎市における委託業務のモニタリング	21
1. 委託業務におけるモニタリングとは	21
2. 川崎市におけるモニタリング方法等	21
3. 他団体のモニタリング事例等	25
VII. 監査の結果及び意見（総論）	27
1. 監査の結果及び意見の概要	27
2. 監査人の所見	31
3. 総括的意見	31
VIII. 監査の結果及び意見（各論）	39
1. 監査の結果及び意見（各論）の概要	39
2. 結果及び意見	45

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を切り捨て、比率の表示単位未満について切り捨てにより表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として川崎市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、川崎市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

1. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

業務委託に関する財務事務の執行及び民間活用による効率化について

3. 事件を選定した理由

地方公共団体が行う業務委託は、民間企業のみならず非営利団体や市民団体等多くの相手方と契約がなされ、また、業務の内容は、多岐にわたっており、業務委託は、典型的な調達等の手段という側面だけでなく、市民にとって欠かせない行政サービスを提供するための重要な手段となる。

川崎市においても「行財政改革第 3 期プログラムに基づく行財政改革の推進」の「取組 1.社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築 ウ.市民サービスの向上に向けた民間活用の推進」において、「民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組の推進」が記載されている。また、民間活用（川崎版 P P P）推進方針が作成されており、行財政改革の視点に留まらず、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現、資産マネジメントといった視点からも積極的な民間活用が必要とされている。

このように多くの業務委託が行われている中で、業務委託における財務事務の執行は重要であり、業者の選定手続、契約手続における合規性、透明性が確保されているか、業務委託による効果について、当初予定した行政目的を達成しているかの検証は行われているかといった点は積極的な民間活用を推進する川崎市の行財政運営における重要なポイントであり、包括外部監査のテーマとすることは有用であると考えた。

以上から、業務委託に関する財務事務の執行及び民間活用による効率化を特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	小俣 雅弘	公認会計士
補助者	板垣 宏一郎	公認会計士
同	歌 夏子	公認会計士
同	佐藤 秀忠	公認会計士
同	鶴見 尚毅	公認会計士
同	佐々木 智弘	公認会計士
同	山本 夏海	公認会計士
同	疋田 翔	公認会計士

5. 包括外部監査の対象部署・対象期間・実施期間

(1) 対象部署

公営企業である交通局、上下水道局及び病院局は対象外にした上で、委託支出命令額、契約方法、委託業務の内容を考慮し、対象部署を選定した。

(2) 対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）を対象とした。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

(3) 実施期間

令和5年7月1日から令和6年1月22日まで

6. 主な監査要点

包括外部監査の主な監査要点は以下のとおりである。

- ・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 地方自治法上、契約の方法は一般競争入札が原則的方法とされており、指名競争入札、随意契約等は一定の事由がある場合に限りすることができるが、財務規則及びガイドラインに基づき選定しているか。
- ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか。
- ・ 1つの取引先と長期にわたって随意契約することの合理性があるか。
- ・ 入札方式に変更し委託料圧縮を図れる随意契約はないか。
- ・ 委託料の積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- ・ 契約に至った委託料の積算根拠は妥当で合理的なものか。
- ・ 委託成果品の検査及び委託業務の履行確認が適正に行われているか。
- ・ 委託契約の支払条件は妥当か。
- ・ 委託料は契約どおりに支払われているか。
- ・ 委託業務の履行確認の後支払いが行われているか。
- ・ 再委託の際に、契約事務規則等で定める必要な手続が行われているか。
- ・ 委託の効果について、事後の検証が行われているか。

7. 主な監査手続

- ・ 委託契約に関する決裁文書、委託契約書、委託仕様書等の閲覧
- ・ 競争入札に関する資料の閲覧
- ・ 随意契約理由書の確認

- ・ 委託料について、積算基準及び積算根拠資料等との照合
- ・ 委託成果品の検査及び履行確認の状況について、委託先からの報告書及び検査確認書等の閲覧
- ・ 委託料の支払いに関する資料の閲覧

8. 「監査の結果」と「意見」

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合规性に関する事項）に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

9. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 委託契約の概要

1. 委託契約とは

委託とは法律行為又は法律行為でない事務その他の事実行為を他の機関又は特定のものに依頼することを指す。すなわち、川崎市に当てはめると川崎市が直接行うべき業務を川崎市に代わって受託者が実施するものを指す。一方、契約とは、二人以上の当事者の意思表示の合致によって成立する法律行為である。契約には公法上の契約と私法上の契約があり、民法には13種類の典型契約が例として挙げられているが、その中に委託契約はない。

総務省が設置した「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」の報告書（平成19年3月）においては、民間委託を「私法上の請負契約及び準委任契約」と定義づけている。一般的にも請負契約や準委任契約を委託契約としていることが多い。

2. 委託の契約方法

地方自治法234条第1項では、地方公共団体における契約締結の方法として、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定されている。

このように契約締結方法としては、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約、④せり売りの4つが規定されているが、地方公共団体の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる一般競争入札が原則となり、②指名競争入札、③随意契約、④せり売りについては政令で定める場合に該当する限り実施できることになる（地方自治法234条第2項）。

第6節 契約

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

（1）一般競争入札

一般競争入札とは、入札に参加する者に必要な資格等を公告することにより、不特定多数の者を誘引して、入札により申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、契約を締結する方法である。

一般競争入札は、広く不特定多数の者に入札に参加する機会が与えられ、また、不特

定多数の者に競争させ、最も有利な条件を提示した者と契約を締結するという方法であり、機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができるという長所がある。

他方、公告、資格審査、入札、開札といった他の方法と比べ複雑な手続が必要であり、契約担当者の事務手続の負担が大きく、また、広く不特定多数の者に入札に参加する機会が与えられ、価格だけで競争させるため、契約の確実な履行を確保できない者が参加する可能性があるといった短所を有することになる。

(2) 指名競争入札

指名競争入札とは、資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、その者に入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法である。

指名競争入札は、資力、信用等により入札参加者を特定の者に限定するため、広く不特定多数の者に入札に参加する機会が与えられる一般競争入札に比べて不適格な業者を排除することができるという長所がある。

他方、入札参加者が固定される可能性があり、業者間の談合により公正な競争が阻害される可能性があるといった短所を有することになる。

(3) 随意契約

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法である。

随意契約は、信用、経歴を基に、契約の目的に最も適した業者を契約の相手方に選定し、簡便で迅速な契約手続ができるという長所がある。

他方、特定の業者との契約となるため、入札に比べて競争の原理が働きにくいという短所を有することになる。そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号で規定する場合にのみ随意契約の方法によることができる。

「随意契約ガイドライン」では当該施行令を参照し、随意契約ができる場合を以下のとおり定めている。

随意契約ができる場合

施行令第 167 条の 2 第 1 項

- 1 号 予定価格が契約規則で定める額（施行令別表第 5 と同じ）を超えないとき
（いわゆる「少額随契」）
- 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しないとき（いわゆる「特命随契」）
- 3 号 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受けるとき
- 4 号 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等をするとき

5号	緊急の必要による時（いわゆる「緊急随契」）
6号	競争入札に付することが不利と認められる時
7号	時価に比べ著しく有利な価格で契約できる見込みのある時
8号	入札者又は落札者がいない時（いわゆる「不落随契」）
9号	落札者が契約を締結しない時

上述の契約方法を整理すると以下のとおりとなる。

契約方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の者を誘引して、入札により申込みをさせる方法により競争を行わせ、最も有利な条件をもって申込をした者を選定 	<ul style="list-style-type: none"> 資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、競争させ、契約の相手方となる者を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定
長所	<ul style="list-style-type: none"> 機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 資力、信用等により入札参加者を特定の者に限定するため一般競争入札に比べて不適格な業者を排除することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用、経歴を基に、契約の目的に最も適した業者を契約の相手方に選定できる。 簡便で迅速な契約手続ができ、事務負担が軽減できる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> 公告、資格審査、入札、開札といった契約担当者の事務手続の負担が大きい。 不特定多数の者に入札に参加する機会が与えられ、価格だけで競争させるため、契約の確実な履行を確保できない者が参加する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者が固定される可能性があり、業者間の談合により公正な競争が阻害される可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の業者との契約となるため、入札に比べて競争の原理が働きにくい。

3. 外部委託に関する川崎市の条例・規則

委託契約に関連する川崎市の条例及び規則等は、以下のとおりである。

条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市契約条例
規則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市契約規則 ・ 川崎市公共工事の前払金に関する規則
規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市契約審査委員会規程 ・ 川崎市競争入札参加者選定規程
要綱・ガイドライン等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市業務委託総合評価一般競争入札試行要綱 ・ 川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針 ・ 川崎市業務委託総合評価審査委員会設置要領 ・ 川崎市業務委託低入札価格調査取扱要領・運用指針 ・ 長期継続契約に係る入札・契約関係事務取扱要綱・運用指針 ・ 随意契約ガイドライン ・ 委託業務の総合評価落札方式（試行）のガイドライン ・ 川崎市プロポーザル方式（業務委託）実施ガイドライン ・ 主観評価項目制度実施要綱・要領 ・ 川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領 ・ 川崎市競争入札参加者心得 ・ 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱 ・ 契約事務の手引き

（注）工事又は製造に係る契約や物件の買入れ等のみに関連する規程等は省略している。

Ⅲ. 川崎市の財政状況と財政運営における民間活用

川崎市の財政状況を確認するとともに、今後、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想される中、今後の財政運営において民間活用がどのように位置付けられているか、川崎市の財政運営における民間活用に関する考え方を明確にする。

1. 川崎市の財政の状況

(1) 収支の状況

平成29年度から令和3年度までの財政状況は以下のとおりである。

歳入規模は7,000億円から9,000億円で推移している。令和2年度は9,071億円と歳入総額が大幅に増加しているが、これは、特別定額給付金給付事業や幼児教育・保育の無償化の平年度化による国県支出金の増、「川崎市複合福祉センター ふくふく」の整備や新川崎地区小学校新設に伴う用地の取得に係る市債の増などがあったことによるものである。

歳入歳出差引額の「形式収支」から次年度への繰越事業に充当する「翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いた額である実質収支はプラスとなっている。

【収支状況】

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入総額	700,798,709	715,393,440	739,133,605	907,176,643	795,373,552
歳出総額	697,012,352	712,401,058	735,658,102	903,211,857	786,995,809
歳入歳出差引	3,786,357	2,992,382	3,475,503	3,964,786	8,377,743
翌年度に繰越すべき財源	3,069,716	2,363,318	3,029,353	3,424,461	2,160,593
実質収支	716,641	629,064	446,150	540,325	6,217,150
単年度収支	139,242	-87,577	-182,914	94,175	5,676,825
積立金	126,189	387,002	181,639	48,388	944,187
繰上償還金	0	0	0	0	6,628
積立金取崩し額	0	28,000	15,000	0	50,099
実質単年度収支	265,431	271,425	-16,275	142,563	6,577,541

(出典：川崎市ウェブサイト 財政状況資料集)

(2) 歳入の状況

歳入の詳細は以下のとおりである。

歳入の内訳として各年度ともに地方税が歳入全体の約 40%～49%を占め、次いで国庫支出金が約 17%～34%、さらに地方債が約 6%～7%といった構成となっている。

【歳入状況】

(単位：千円、%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	決算額	構成比								
地方税	311,185,928	44.4	353,077,005	49.4	361,896,242	49	365,387,980	40.3	364,605,509	45.8
地方譲与税	3,042,255	0.4	3,333,651	0.5	3,050,143	0.4	2,977,793	0.3	3,074,336	0.4
利子割交付金	363,394	0.1	344,646	0	180,486	0	182,341	0	154,130	0
配当割交付金	1,712,752	0.2	1,448,364	0.2	1,666,393	0.2	1,543,051	0.2	2,304,241	0.3
株式等譲渡所得割交付金	1,851,015	0.3	1,275,034	0.2	1,004,063	0.1	1,830,884	0.2	2,940,102	0.4
分離課税所得割交付金	285,964	0	334,133	0	423,611	0.1	399,632	0	403,007	0.1
道府県民税所得割臨時交付金	39,186,078	5.6	5,343,387	0.7	-	-	-	-	-	-
地方消費税交付金	24,235,654	3.5	25,565,846	3.6	24,627,586	3.3	30,077,561	3.3	33,062,714	4.2
ゴルフ場利用税交付金	35,857	0	35,636	0	33,280	0	28,134	0	33,917	0
特別地方消費税交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車取得税交付金	1,660,546	0.2	1,647,486	0.2	876,929	0.1	707	0	-	-
軽油引取税交付金	3,938,327	0.6	4,005,868	0.6	4,071,963	0.6	3,922,740	0.4	3,726,586	0.5
自動車税環境性能割交付金	-	-	-	-	332,978	0	682,581	0.1	719,855	0.1
法人事業税交付金	-	-	-	-	-	-	1,851,118	0.2	2,943,778	0.4
地方特例交付金等	1,498,310	0.2	1,677,384	0.2	3,961,929	0.5	2,189,551	0.2	3,352,715	0.4
個人住民税減収補填特例交付金	-	-	-	-	1,855,383	0.3	1,844,315	0.2	1,895,302	0.2
自動車税減収補填特例交付金	-	-	-	-	173,057	0	326,729	0	228,004	0
軽自動車税減収補填特例交付金	-	-	-	-	7,932	0	18,507	0	16,534	0
子ども・子育て支援臨時交付金	-	-	-	-	1,925,557	0.3	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	1,212,875	0.2
地方交付税	470,189	0.1	268,981	0	1,426,799	0.2	355,323	0	3,732,290	0.5
普通交付税	-	-	-	-	-	-	-	-	3,088,254	0.4
特別交付税	469,213	0.1	267,867	0	1,425,679	0.2	354,567	0	643,366	0.1
震災復興特別交付税	976	0	1,114	0	1,120	0	756	0	670	0
(一般財源計)	389,466,289	55.6	398,357,421	55.7	403,552,402	54.6	411,429,396	45.4	421,053,180	52.9
交通安全対策特別交付金	312,496	0	302,962	0	302,655	0	330,355	0	331,064	0
分担金・負担金	11,875,790	1.7	14,843,325	2.1	14,417,491	2	9,499,309	1	10,876,186	1.4
使用料	13,167,376	1.9	12,912,246	1.8	12,427,922	1.7	11,798,544	1.3	12,278,638	1.5
手数料	3,420,125	0.5	3,415,825	0.5	3,445,367	0.5	3,658,573	0.4	3,713,472	0.5
国庫支出金	125,724,693	17.9	125,749,996	17.6	133,230,146	18	311,722,492	34.4	203,067,438	25.5
国有提供交付金(特別区財調交付金)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都道府県支出金	25,368,753	3.6	25,861,859	3.6	30,315,531	4.1	34,504,561	3.8	37,224,694	4.7
財産収入	4,040,825	0.6	4,132,697	0.6	3,524,937	0.5	3,956,214	0.4	9,203,486	1.2
寄附金	185,161	0	463,086	0.1	557,058	0.1	396,716	0	1,194,873	0.2
繰入金	34,148,070	4.9	47,446,924	6.6	55,762,572	7.5	2,868,662	0.3	2,913,991	0.4
繰越金	4,382,677	0.6	3,686,462	0.5	2,896,358	0.4	3,383,932	0.4	3,872,322	0.5
諸収入	34,936,474	5	31,326,837	4.4	31,159,966	4.2	48,348,589	5.3	32,786,708	4.1
地方債	53,770,000	7.7	46,893,800	6.6	47,541,200	6.4	65,279,300	7.2	56,857,500	7.1
うち減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-	1,653,000	0.2	-	-
うち猶予特例債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち臨時財政対策債	28,000	0	-	-	-	-	-	-	3,231,000	0.4
歳入合計	700,798,709	100	715,393,440	100	739,133,605	100	907,176,643	100	795,373,552	100

(出典：川崎市ウェブサイト 財政状況資料集)

(3) 歳出の状況

歳出の詳細は以下のとおりである。

人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費が歳出全体に占める割合は約 47%～58%で推移している。義務的経費の中でも扶助費が占める割合が高くなっている。高齢者人口の増加などにより、今後も扶助費は増加する可能性がある。

【歳出状況（性質別）】

(単位：千円、%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	決算額	構成比								
義務的経費計	399,840,068	57.4	404,560,472	56.8	415,760,474	56.5	425,411,894	47.1	458,338,030	58.2
人件費	147,221,252	21.1	146,189,128	20.5	147,338,877	20	148,540,854	16.4	149,312,081	19
うち職員給	107,286,840	15.4	107,733,146	15.1	108,653,349	14.8	109,927,220	12.2	110,194,514	14
扶助費	181,025,359	26	185,627,852	26.1	197,148,729	26.8	207,399,100	23	239,022,199	30.4
公債費	71,593,457	10.3	72,743,492	10.2	71,272,868	9.7	69,471,940	7.7	70,003,750	8.9
内訳										
元利償還金	71,592,987	10.3	72,743,410	10.2	71,270,704	9.7	69,471,055	7.7	70,003,412	8.9
うち元金	58,546,915	8.4	60,186,464	8.4	59,966,203	8.2	59,147,906	6.5	60,533,377	7.7
うち利子	13,046,072	1.9	12,556,946	1.8	11,304,501	1.5	10,323,149	1.1	9,470,035	1.2
一時借入金利子	470	0	82	0	2,164	0	885	0	338	0
その他の経費	200,301,651	28.7	215,374,395	30.2	231,784,603	31.5	366,737,576	40.6	230,244,427	29.3
物件費	66,714,544	9.6	69,584,176	9.8	73,676,755	10	78,999,914	8.7	102,735,677	13.1
維持補修費	6,132,866	0.9	6,737,572	0.9	6,136,836	0.8	6,438,553	0.7	6,618,872	0.8
補助費等	57,356,036	8.2	70,234,601	9.9	82,769,975	11.3	199,052,347	22	48,235,032	6.1
うち一部事務組合負担金	58,659	0	48,121	0	72,517	0	34,641	0	73,248	0
繰出金	36,577,967	5.2	36,845,255	5.2	37,912,192	5.2	38,624,737	4.3	39,310,090	5
積立金	2,205,345	0.3	2,679,080	0.4	3,384,928	0.5	2,326,346	0.3	3,676,433	0.5
投資・出資金・貸付金	31,314,893	4.5	29,293,711	4.1	27,903,917	3.8	41,295,679	4.6	29,668,323	3.8
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
投資的経費計	96,870,633	13.9	92,466,191	13	88,113,025	12	111,062,387	12.3	98,413,352	12.5
うち人件費	3,374,877	0.5	3,387,317	0.5	3,478,724	0.5	3,532,923	0.4	3,575,784	0.5
内訳										
普通建設事業費	96,676,430	13.9	92,466,191	13	87,729,821	11.9	109,240,246	12.1	97,821,485	12.4
うち補助	37,480,368	5.4	40,263,280	5.7	39,576,386	5.4	42,281,017	4.7	42,402,218	5.4
うち単独	56,049,538	8	49,446,950	6.9	45,726,164	6.2	63,411,353	7	50,026,183	6.4
災害復旧事業費	194,203	0	-	-	383,204	0.1	1,822,141	0.2	591,867	0.1
失業対策事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歳出合計	697,012,352	100	712,401,058	100	735,658,102	100	903,211,857	100	786,995,809	100

(出典：川崎市ウェブサイト 財政状況資料集)

2. 今後の財政の見通しと財政運営における民間活用

川崎市の今後の財政見通しについては、市が公表する「今後の財政運営の基本的な考え方」で示されている。

高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込んでおり、このような環境下において、扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況にあると分析している。

そして、そのような状況のなか、市政運営の基本姿勢である「最幸のまち かわさき」を実現し、将来もそうあり続けるためには、多様化する課題への的確な対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要であることから、以下のような基本的考え方が示されている。

【財政運営に関する基本的な考え方】

◆効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度やPPP・PFIなど民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進める。また、資産マネジメントによる資産保有の最適化、施設の長寿命化を図る。

◆税源涵養に向けた取組の推進

川崎の優れたポテンシャルを活かし、臨海部における国際戦略拠点の形成や大規模な土地利用の転換による、成長が見込まれる分野の産業の振興や、中小企業活性化条例に基づく施策の推進に取り組むとともに、拠点整備や交通結節機能強化など、民間活力を活かした安全・安心で利便性の高いまちづくりを推進し、市内経済の活性化を通じて、税源の充実につながる取組を進める。

◆財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行う。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努める。

◆将来負担の抑制

市債を適切に活用しながらも、若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、中長期的にプライマリーバランス（基礎的財政収支：過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支）の安定的な黒字の確保に努め、市債残高を適正に管理する。

また、減債基金（市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金）からの借入金についても、早期の返済に努

める。

◆「収支フレーム」に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、指針となる「収支フレーム」に沿った財政運営を行う。

(出典：川崎市「今後の財政運営の基本的な考え方（令和4年3月改定）」)

「民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進める」、
「民間活力を活かした安全・安心で利便性の高いまちづくりを推進し、市内経済の活性化を通じて、税源の充実につながる取組を進める」といった記載のとおり、民間活用による事業の効率化によるコスト削減、民間活用による経済活性化という財政運営面からも民間活用は重要な手段であると考えます。

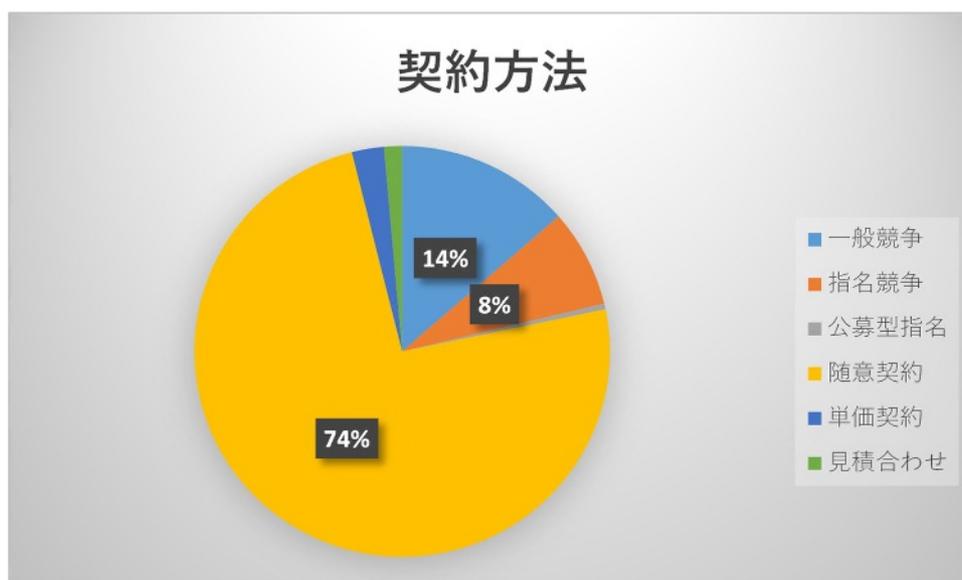
IV. 川崎市の委託契約における契約方法の傾向

川崎市の財務会計システムでは、委託料を契約単位別に把握するためには、財務会計システムの支出伝票データについて一定の加工・集計作業が必要である。

そのため、財務会計システムの支出伝票データを①一般競争入札、②指名競争入札、③指名競争入札（公募型指名）、④随意契約、⑤単価契約、⑥見積合わせという契約方法別に集計した。

このように集計した委託料から把握した川崎市の委託契約における契約方法の傾向については、「【参考】委託料の契約方法別の割合（支出伝票データ）」に記載のとおりである。当該作業により今回の包括外部監査において、市全体の委託契約方法の傾向を概括的に把握することが可能となった。

【参考】委託料の契約方法別の割合（支出伝票データ）



結果として、市全体では随意契約の割合が多くなっている傾向が見受けられる。随意契約は、競争入札に比べて簡便で迅速な契約手続きができることから、事務負担は軽減されていると考えられるが、特定の業者との契約となるため、入札に比べて競争の原理が働きにくくなっており、透明性、競争性、公正性、経済性の観点からも、契約規則や随意契約ガイドラインに従った契約事務手続きを厳正に行う必要がある。

V. 川崎市における民間活用の考え方の変遷

委託は民間活用のための手法の1つである。単に市の業務を職員ではない外部業者が実施するというだけでなく、地域において多様な主体が公共サービスの提供を担っていくための重要な手法として位置付けられる。また、公共部門の生産性向上を実現するとともに、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現する手法としても有用である。

そのため、委託契約について財務事務の執行のみならず、委託契約を通じた民間活用による効率化を検討するにあたっては、委託を含む民間活用についての川崎市の考え方を把握することが重要と考えている。

1. 民間活用の考え方の変遷

川崎市における民間活用の考え方の変遷であるが、川崎市行財政改革プラン（平成14年度～平成19年度）において、効率的な職員配置の推進の観点から、効率的で効果的な「民間活用型公共サービス提供システム」の構築を掲げ、「民間でできるものは民間で」という基本原則のもと、「市民が求める質の高いサービスを効率的かつ効果的に享受できる環境を作りあげることが基本的な方針とし、民間活用を推進するとされている。

「民間でできることは民間で」という基本原則は、その後の川崎市行財政改革プラン（平成20年度～平成25年度）にも引き継がれ、この時期に「民間活用ガイドライン」が策定され、最適な民間活用手法を選択し、安全で質の高い多様な公共（行政）サービスを市民に安定的に届けることのできるものにしていくよう、さらなる民間活用の推進が行われている。

その後、川崎市行財政運営に関する改革プログラムでは、行政には、サービスを直接提供するという役割から、安全で安心できるサービスが安定的に提供されるよう、民間部門が提供するサービスのモニタリング・評価を行う役割が求められている点を踏まえ、公共施設の整備・管理・運営に当たっての民間部門の活用については、指定管理者制度や、P P P・P F I、施設の民間への譲渡などの手法から、状況に応じた最も効果的なものを選択するとともに、市による適正なモニタリングや、これに基づく事業者との調整、さらには、これらの着実な実施に向けた体制、手法の見直し等を通じ、より質の高いサービスの提供に向けた民間活用を推進するとされている。

民間活用の考え方の変遷

行財政改革プラン等	考え方
<p>➤ 川崎市行財政改革プラン（平成 14 年度～平成 19 年度）【第 1 次改革プラン、第 2 次改革プラン】</p>	<p>■ 効率的な職員配置の推進の観点から、効率的で効果的な「民間活用型公共サービス提供システム」の構築を掲げ、「民間でできるものは民間で」という基本原則のもと、「市民が求める質の高いサービスを効率的かつ効果的に享受できる環境を作りあげる」ことを基本的な方針とし、以下の考え方に基づき民間活用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市場原理が的確に働く領域では積極的に民間活力を導入する。 ② 市場原理が働かない領域においては、民間部門が提供するサービスを川崎市が監視・指導・必要な支援」を行う。 ③ 民間部門の提供が適さないものは川崎市が直接サービスを提供し、行政責任を果たす。 <p>■ 「民間部門」とは、いわゆる民間企業のほか、市民・家族、NPO、ボランティア、町内会・自治会、まちづくりクラブ等、国・地方公共団体などの公共部門以外のものを幅広く含む。</p>
<p>➤ 川崎市行財政改革プラン（平成 20 年度～平成 25 年度）【第 3 次改革プラン、第 4 次改革プラン】</p>	<p>■ 「民間でできることは民間で」というこれまでの原則を踏襲し、公共サービスの担い手として着実に成長を遂げている多様な提供主体を適切に監視・指導・助言しながら、あるいは連携・協調を図りながら、これまで川崎市が直接担ってきた領域でも積極的に活用することにより、的確かつ安全な公共サービスの提供体制を構築する。</p> <p>■ 「民間活用ガイドライン」を策定し、最適な民間活用手法を選択し、安全で</p>

行財政改革プラン等	考え方
	<p>質の高い多様な公共（行政）サービスを市民に安定的に届けることのできるものにしていく。</p>
<p>➤ 川崎市行財政運営に関する改革プログラム（平成26年度～平成27年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規制緩和・民間開放の流れの中で公共サービスにおける民間部門の活動領域は拡大傾向にあること、また、民間企業だけではなく市民団体やNPO法人などの多様な主体に公共サービスの担い手が広がりつつある状況を踏まえ、行政には、サービスを直接提供するという役割から、安全で安心できるサービスが安定的に提供されるよう、民間部門が提供するサービスのモニタリング・評価を行う役割が求められている。この状況を踏まえ、行政として直接提供する市民サービスの必要性や市場の成熟度などの社会経済情勢の変化に合わせ、それぞれのサービスにおける「公」の責任や関与の明確化を図り、公の施設の管理運営体制の見直しや公共（行政）サービス提供における民間部門の活用などの民間活力の導入を図る。 ■ 指定管理者制度においては、民間事業者の力を最大限活用し、市民サービスの向上や管理運営経費の縮減などを図っていけるように運用の見直しを行う。
<p>➤ 川崎市行財政改革プログラム（平成28年度～平成29年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間部門を最大限に活用した改革を計画的に推進する。 ■ 公共施設の整備・管理・運営に当たっての民間部門の活用については、指定管理者制度や、PPP・PFI、施設の民間への譲渡などの手法から、状況

行財政改革プラン等	考え方
	<p>に応じた最も効果的なものを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 適正なモニタリングや、それを可能とする体制構築等を通じ、より質の高いサービス提供に向けた民間活用を推進する。
<p>➤ 川崎市行財政改革第2期プログラム（平成30年度～平成33年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来にわたる必要な市民サービスの確実な提供と、その質の一層の向上を主眼とした、民間部門を最大限に活用した改革を計画的に推進する。 ■ 公共施設の特性や状況に応じた最も効果的なものを選択し、民間事業者の有するノウハウを最大限に活用できるよう、最適な仕組みづくりに向けた検討を推進する。 ■ 市による適正なモニタリングや、これに基づく事業者との調整、さらには、これらの着実な実施に向けた体制、手法の見直し等を通じ、より質の高いサービスの提供に向けた民間活用を推進する。

このように川崎市における民間活用の考え方は、効率的な職員配置（量的改革）の観点からの民間活用の考え方がスタートであり、「民間活用」を「公共サービスの提供主体（プレイヤー）を民間部門にゆだね、行政はその管理・監督者（マネージャー）の役割を担うこと」として定義している。また、当初から「民間部門」を、「民間企業」だけではなく「市民団体」や「NPO」なども含めた概念として整理しているものの、施設運営や市民サービス提供の補完的な役割を担う者としての位置づけが中心であった。

そして、具体的な民間活用の取組や手法導入の考え方について、川崎市は以下の3つの方針として整理してきている。

方針等	内容
<p>➤ 川崎市における新事業手法導入に関する基本方針（平成13年1月策定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ P F I 法等の関係法令等を踏まえ、川崎市において実施される事業の執行に P F I 等の新事業手法を導入していく

方針等	内容
	<p>ことを基本的な考え方とし、候補事業選定における視点などを概括的に整理</p>
<p>➤ 新事業手法（川崎版 P F I）導入実務指針（平成 1 4 年 5 月策定）</p>	<p>■ P F I の概要や特徴（性能発注、V F M の実現、債務負担行為の設定等）、事業執行における留意点（透明性・公平性の確保、行財政運営の効率化、市民サービス向上等）など P F I 制度の基礎的概念のほか、P F I 等の新事業手法を導入する際の一助となるよう、候補事業選定の考え方や事業化に向けた意思決定プロセス・検討内容、各段階における関係部局の役割などを整理</p>
<p>➤ 川崎市民間活用ガイドライン（平成 2 0 年 1 1 月策定）</p>	<p>■ 平成 2 0 年 3 月に策定した「川崎市新行財政改革プラン」において、「民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供」を行財政運営の視点として位置づけ、積極的な民間活用を推進することとしていることを踏まえ、P F I 以外の手法も視野に民間活用に関する川崎市の基本的な考え方を整理するとともに、個々の事務事業にマネジメントサイクルの視点を取り入れ、民間活用を実施する上での課題に対応した標準的な手順を示すことにより、民間活用の適切な推進と安全で良質な公共サービスの提供を行うための考え方を整理</p>

2. 民間活用（川崎版 PPP）推進方針の策定

川崎市における民間活用の考え方の変遷に記載した民間活用の考え方に、新たな要素を加えた「民間活用（川崎版 PPP）推進方針」が 2020 年 3 月に作成されている。本方針は市民サービスの提供等における川崎市が目指す民間活用の考え方や取組の基本的な方針等を整理し、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることを目的に策定されたものである。

つまり、今後、少子高齢化のさらなる進展や人口減少への転換などが想定されていることから、川崎市の財政環境は今後、極めて厳しい状況が見込まれている。このような状態のなか、総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を、「民間活用」の視点から推進するための考え方を示すものである。

民間活用(川崎版 PPP)推進方針では、今後の民間との連携に向けて必要な視点として、①多様な主体との連携による取組推進、②資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用という2つの視点を加えているとともに、法改正(PFI 法等の改正)等の環境変化を踏まえ、取組を推進するとされている。

そのために、これまでの民間活用の考え方に新たな要素を加え、民間企業をはじめとした多様な主体とあらゆる施策分野・事業分野で連携を進め、それを定着・恒常化させるための仕組みの再構築が図られている。

これまでの民間活用の考え方に加える新たな要素は以下のとおりである。

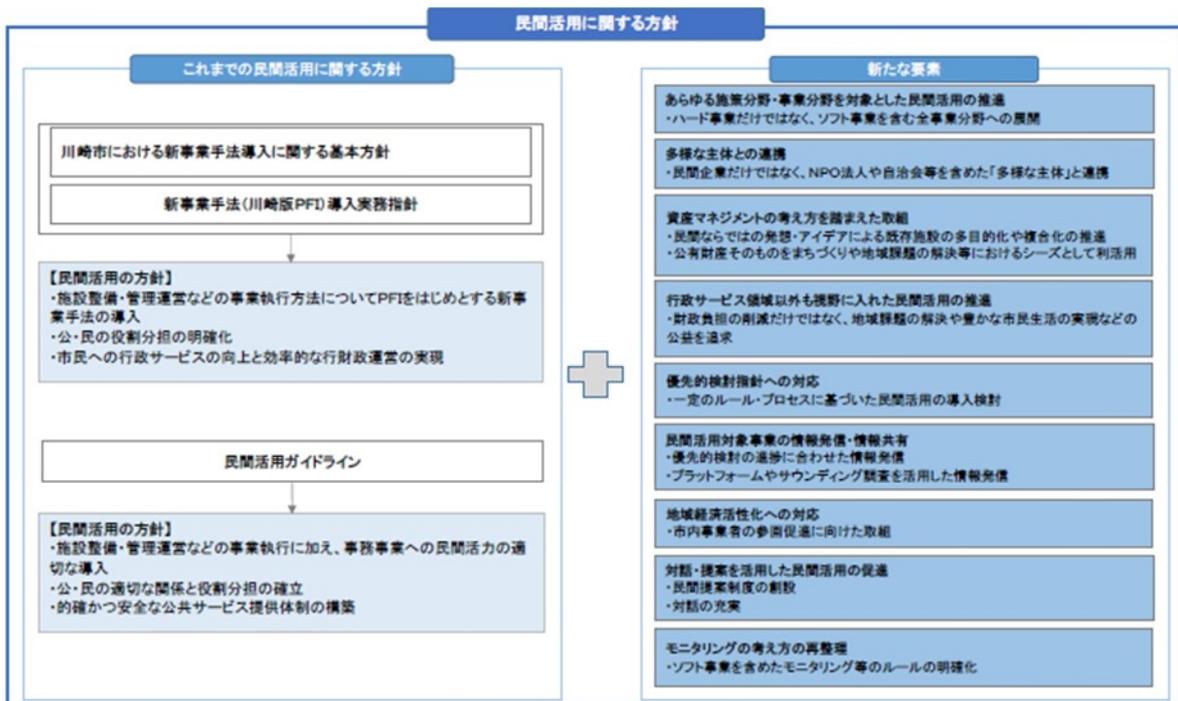
特に、最後のモニタリングの考え方の再整理については、川崎市において、さらなる民間活用を進めるために、民間活用で期待していた効果の検証を行い、民間活用に係る PDCA サイクルを有効に機能させる上で重要であると考ええる。

これまでの民間活用の考え方に加える新たな要素

新たな要素	内容
➤ あらゆる施策分野・事業分野を対象とした民間活用の推進	■ ハード事業だけではなく、ソフト事業を含む全事業分野への展開
➤ 多様な主体との連携	■ 民間企業だけではなく、NPO 法人や自治会等を含めた「多様な主体」と連携
➤ 資産マネジメントの考え方を踏まえた取組	■ 民間ならではの発想・アイデアによる既存施設の多目的化や複合化の推進 ■ 公有財産そのものをまちづくりや地域課題の解決等におけるシーズとして活用
➤ 行政サービス領域以外も視野に入れた民間活用の推進	■ 財政負担の削減だけではなく、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現などの公益を追求
➤ 優先的検討指針への対応	■ 一定のルール・プロセスに基づいた民間活用の導入検討
➤ 民間活用対象事業の情報発信・情報共有	■ 優先的検討の進捗に合わせた情報発信 ■ プラットフォームやサウンディング調査を活用した情報発信

新たな要素	内容
➤ 地域経済活性化への対応	■ 市内事業者の参画促進に向けた取組
➤ 対話・提案を活用した民間活用の促進	■ 民間提案制度の創設 ■ 対話の充実
➤ <u>モニタリングの考え方の再整理</u>	■ ソフト事業を含めたモニタリング等の ルールの明確化

【イメージ図】



(出典：民間活用（川崎版 PPP）推進方針～最適な市政経営の実現に向けて～)

VI. 川崎市における委託業務のモニタリング

前章の「川崎市における民間活用の考え方の変遷」に記載のとおり、川崎市では民間活用の考え方に新たな要素を加え、民間企業をはじめとした多様な主体とあらゆる施策分野・事業分野で連携を進め、それを定着・恒常化させるための仕組みの再構築が図られている。その中でモニタリングの考え方の再整理が行われている。

つまり、性能発注による委託や包括的な委託は民間活用の重要な手法であり、委託範囲及び受託者によるアイデアやノウハウの発揮の効果を事後的に検証モニタリングすることは、民間活用を進めるうえで委託業務によるPDCAサイクルを効果的に機能させることになり、民間活用の委託化を推進した効果検証をする上で非常に重要である。外部委託を行うという意思決定を行い、契約を締結すれば終わりではなく、民間委託による効果の検証といった、その後のモニタリングを行うことが委託を含む民間活用を進めるうえで重要と考える。

1. 委託業務におけるモニタリングとは

委託業務におけるモニタリングとは、委託業務が契約書、仕様書等で定められたとおりに履行されたかの「履行確認」と、住民サービスの向上を目的に委託されたものは、当初意図したサービスの質は確保されたかの「履行評価」を行うことである。

2. 川崎市におけるモニタリング方法等

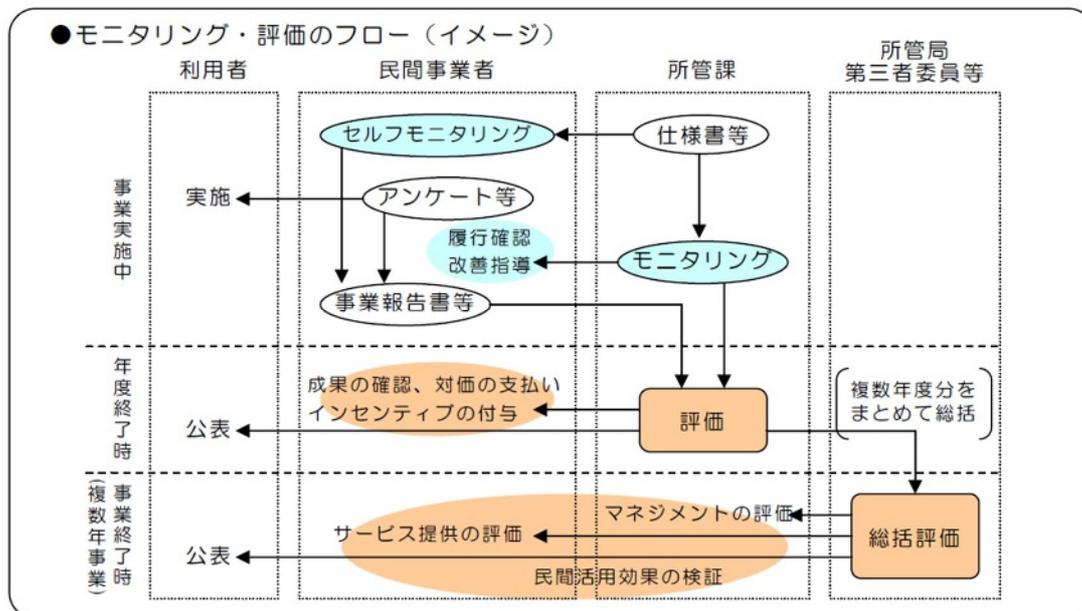
指定管理者制度適用事業を想定した「川崎市民間活用ガイドライン（平成20年11月）」に基づき実施される民間活用手法のモニタリングについては、本ガイドラインで、事業実施中の「モニタリング」・「評価」と事業終了年度の「総括評価」に整理されている。

「モニタリング」・「評価」と「総括評価」

種類	目的	実施者	実施時期
モニタリング	・ 履行状況の確認 (不具合があれば改善指導)	民間事業者及び所管課	随時及び定期、月、四半期、半期
評価	・ 成果の確認（成果に見合った対価の支払い、インセンティブの付与）	所管課	年度終了時又は事業終了時
総括評価	・ 民間活用による効果の検証 (活用手法の妥当性、所管課によるマネジメントの確認)	所管課 第三者委員等	事業終了年度 (最終契約年度)

(出典：川崎市民間活用ガイドライン)

また、指定管理者制度適用事業を想定したモニタリング・評価のフローは以下のように示されている。



（出典：川崎市民間活用ガイドライン）

その後、「民間活用（川崎版PPP）推進方針（2020年3月）」でモニタリング等の考え方の再整理が行われている。

再整理したモニタリング等の目的は、①公共サービスの質・安全性（継続性）確保、②次期取組等に向けた必要な見直しを行うための状況把握の2つである。

民間活用を進めるにあたっては、民間が（又は、行政が民間とともに）実施・提供するサービスの質、安全性（継続性）が確保される必要があり、公費が投入されるか否かに関わらず、所期の目的の達成状況を確認し、より良質な公共サービスの実現に向けて必要な見直しを行っていくことも必要であるとしている。

また、ソフト事業におけるモニタリング等を「レビュー」と位置づけている。共同研究や連携協定といった多様な主体と行政が協働で行う公益的な事業をソフト事業と定義される。

当該ソフト事業のレビューを含めた「民間活用（川崎版PPP）推進方針（2020年3月）」で再整理されたモニタリング等の取組内容をまとめると以下のとおりである。

モニタリング等の取組内容

事業内容	取組内容
多様な主体と行政が協働で取り組む事業（協働連携事業等）	監視的なモニタリングではなく、より良い事業の実現に向けて、取組による効果が得られているか、改善する余地が無いかについて、定期的に確認し合う。

	⇒以下、この行為を「レビュー」と定義する。
上記以外の事業（民間によるサービス提供）	より良い事業の実現に向けて、民間により提供される公共サービスの履行状況を監視・確認し、必要に応じて指導・助言する。 ⇒以下、この行為を「モニタリング」と定義する。
	モニタリングの結果を踏まえ、事業目的や水準の達成度を測り、達成度に応じたインセンティブ（ディスインセンティブ）の付与や未達成事項への改善について、指導・助言する。 ⇒以下、この行為を「評価」と定義する。

（出典：民間活用（川崎版 PPP）推進方針）

そして、具体的なモニタリング等の手法については、モニタリング等における委託先である民間と川崎市の役割を明確にするとともに、評価結果と対価支払いを連動させることで適正なサービス提供を促している。

モニタリング・評価における民間（委託先）と川崎市の役割

主体	役割
民間（委託先）	・ 自ら提供するサービス水準の維持・確保や履行状況の評価・整理を行う。
川崎市	・ 民間の自己評価の結果を定期的に確認することで、民間より提供されるサービスの履行状況を確認（モニタリング）し、その水準が所期の目的等を満たしているか否かを評価する。 ・ 必要に応じて実地における事实现為の確認も行い、確実なサービス履行と水準を確保する。

モニタリング等を通じた個別の民間活用事業の効果検証及び課題把握は事業所管課が行い、その検証結果等が適切であるかを民間活用に係る制度所管課が確認することになる。そして、必要に応じて、学識経験者等第三者機関の専門的、公正・中立な立場からの意見を聴取し、次期事業につなげる仕組みとしている。ここでいう学識経験者等第三者機関は、川崎市民間活用推進委員会や民間活用事業者選定評価委員会、川崎市公共事業評価審査委員会など既存の附属機関が該当する。

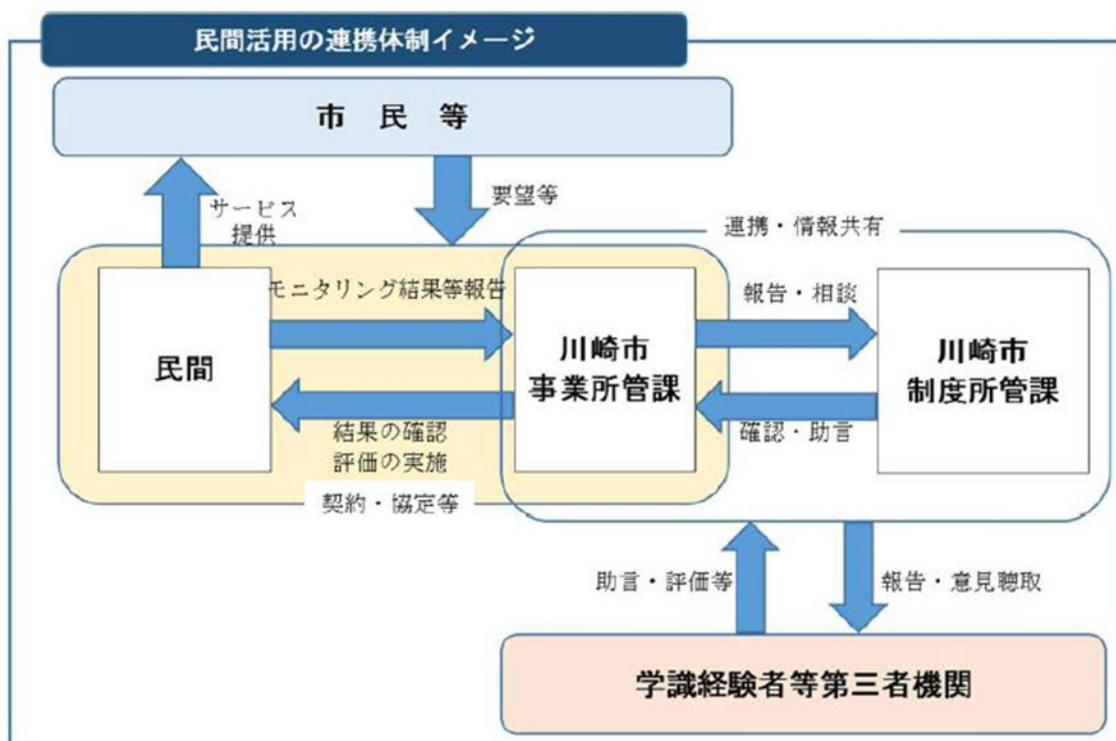
なお、全ての案件について学識経験者等第三者から意見聴取するのではなく、対象案件については、以下の案件を基本としている。

事業分野	対象案件
ソフト事業	・ 終期の定めのない協定（ただし、災害協定や防犯に関

	する協定など平時に取組がないものを除く) ・ 期間が5年以上にわたる協定
施設整備・管理運営事業 (ハード事業)	・ P F I 事業 ・ 指定管理者制度適用事業 ・ 施設整備及び管理運営を伴う事業のうち、事業期間が5年以上の事業
公有財産利活用事業	・ 事業提案を伴う貸付又は売却 (ただし、事業の主たる内容が提案に依存するもの)

(出典：民間活用 (川崎版 PPP) 推進方針)

これまで記載したモニタリング等を中心とした民間活用の連携体制のイメージ図は以下のとおりである。



(出典：民間活用 (川崎版 PPP) 推進方針)

3. 他団体のモニタリング事例等

また、地方自治体ではないが、独立行政法人では委託業務のモニタリングに該当する取り組みとして、調達等合理化計画の策定と自己評価を実施している。

すなわち、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」こととされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう取り組みが行われている。

具体的には、各法人において毎年度、調達等合理化計画が策定され、随意契約に対する透明性、公平性の確保に資するとともに、効果的、効率的な委託契約を推進するために、公表されている。そして年度終了後、調達等合理化計画の実施状況について、設定した指標による自己評価を実施し、その結果を公表するとともに、主務大臣に報告が行われている。

また、同じ地方自治体である千葉県においても、行政の説明責任を果たし、契約の透明性、公平性の確保に資するため、随意契約適正化の取組指針に基づき、契約方法別に分析を行い公表している。（下図：「令和 3 年度分の契約に関する統計調査の結果について」参照）

このような PDCA サイクルを円滑に推進するためにも事後評価であるモニタリングや分析、公表は重要と考える。

令和3年度分の契約に関する統計調査の結果について

県では、平成18年度から、随意契約の見直し及び入札・契約制度の改善に取り組んでいます。その取組の一環として、今回、令和3年度分の工事・委託・物品の契約に関する統計調査を取りまとめました。

- 令和3年度の契約総数は、11,529件で、このうち随意契約が2,505件、一般競争入札は2,946件、指名競争入札は5,705件となっています。
- 令和2年度と比較すると、随意契約は188件増加し、契約総数に占める割合は、20.1%から21.7%となりました。また、一般競争入札は27件減少し、契約総数に占める割合は、25.8%から25.6%となりました。指名競争入札は、220件減少し、契約総数に占める割合は51.4%から49.5%となりました。
- 前年度より随意契約は増加していますが、見直し前の平成17年度と比較すると、随意契約の割合が減少する一方、一般競争入札の割合が増加し、随意契約の見直し及び入札・契約制度の改善への取組が定着してきています。

1 統計調査の概要

随意契約適正化の取組指針（平成19年3月20日決定）に基づき、令和3年度の契約状況を調査しました。

2 契約全体の状況

〇内は契約総数に対する割合%

区分	令和3年度		令和2年度		増減		平成17年度		
	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	
契約総数	11,529	330,369	11,534	290,665	△5	39,704	9,969	207,100	
内訳	随意契約	2,505	87,897	2,317	49,408	188	38,489	2,694	77,669
		(21.7)	(26.6)	(20.1)	(17.0)	(1.6)	(9.6)	(27.0)	(35.1)
	一般競争入札	2,946	156,337	2,973	153,940	△27	2,397	287	15,708
		(25.6)	(47.3)	(25.8)	(53.0)	(△0.2)	(△5.7)	(2.9)	(7.6)
指名競争入札	5,705	75,158	5,925	82,192	△220	△7,034	6,855	115,803	
	(49.5)	(22.8)	(51.4)	(28.3)	(△1.9)	(△5.5)	(68.8)	(55.9)	
プロポーザル (競争性のある随意契約)	373	10,977	319	5,125	54	5,852	133	2,920	
	(3.2)	(3.3)	(2.7)	(1.7)	(0.5)	(1.6)	(1.3)	(1.4)	

3 随意契約の状況

〇内は契約総数に対する割合%

区分	令和3年度		令和2年度		増減	
	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)
(1)随意契約	2,505	87,897	2,317	49,408	188	38,489
	(21.7)	(26.6)	(20.1)	(17.0)	(1.6)	(9.6)
(2)(1)から不適随意等を除いたもの※	2,487	86,906	2,297	48,526	190	38,380
	(21.6)	(26.3)	(19.9)	(16.7)	(1.7)	(9.6)
(3)(2)から用地取得費を除いたもの	2,338	83,947	2,189	47,177	149	36,770
	(20.3)	(25.4)	(19.0)	(16.2)	(1.3)	(9.2)
用地取得費	149	2,959	108	1,349	41	1,610

(出典：千葉県ウェブサイト)

VII. 監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の概要

監査対象の委託業務の抽出にあたっては、公営企業である交通局、上下水道局及び病院局は対象外にした上で、委託支出命令額、契約方法、委託業務の内容を考慮し、監査対象となる委託業務を抽出した。

その結果、監査対象とした委託業務数は全部で 223 件であり、また、監査の結果、発見された指摘の数は 28 件、意見の数は 29 件となっている。（（1）監査対象の委託業務数、指摘及び意見の数 参照）

また、指摘及び意見について、その内容から 5 つに分類し、集計している。（（2）指摘及び意見の分類 参照）

（1）監査対象の委託業務数、指摘及び意見の数

対象部署		委託業務数	指摘の数	意見の数
総務企画局	都市政策部企画調整課、コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課、人事部人事課、人事部職員厚生課、情報化施策推進室、デジタル化推進室、公共施設総合調整室、シティプロモーション推進室、都市政策部広域行政担当	17	0	0
財政局	税務部税制課、財政部財政課、財政部資金課	9	0	0
市民文化局	市民生活部戸籍住民サービス課、市民生活部企画課、コミュニティ推進部区政推進課、コミュニティ推進部協働・連携推進課、市民スポーツ室、市民文化振興室、パラムーブメント推進担当、岡本太郎美術館	15	2	10

	対象部署	委託業務数	指摘の数	意見の数
経済労働局	公営事業部総務課、経営支援部経営支援課、労働雇用部、中央卸売市場北部市場管理課、産業政策部消費者行政センター、観光・地域活力推進部、都市農業振興センター農業振興課、農地課、イノベーション推進室	27	3	6
環境局	施設部処理計画課、生活環境部収集計画課、環境対策部環境保全課、環境対策部環境対策推進課、脱炭素戦略推進室、環境総合研究所	16	1	1
健康福祉局	医療保険部医療保険課、生活保護・自立支援室、総務部保健福祉システム課、保健医療政策部健康増進担当、新型コロナウイルスワクチン調整室、地域包括ケア推進室 障害保健福祉部障害者施設指導課、総務部施設課 障害保健福祉部障害福祉課	24	0	3
こども未来局	こども支援部こども家庭課、子育て推進部保育対策課、保育事業部保育第2課、児童家庭支援・虐待対策室、総務部企画課、こども家庭センター	15	2	2
まちづくり局	施設整備部施設計画課、住宅政策部住宅整備推進課、指導部宅地企画指導	16	1	0

	対象部署	委託業務数	指摘の数	意見の数
	課、市街地整備部防災まちづくり推進課、市街地整備部地域整備推進課、計画部都市計画課			
建設緑政局	緑政部みどりの管理課、緑政部みどりの保全整備課、緑政部みどりの事業調整課、道路河川整備部施設維持課、道路河川整備部道路整備課、等々力緑地再編整備室、自転車利活用推進室	15	1	0
港湾局	川崎港管理センター港湾管理課、港湾経営部経営企画課、港湾振興部誘致振興課	10	0	0
川崎区役所	道路公園センター管理課 地域みまもり支援センター地域ケア推進課、まちづくり推進部生涯学習支援課、まちづくり推進部地域振興課	11	1	0
中原区役所	道路公園センター管理課、地域みまもり支援センター地域ケア推進課、まちづくり推進部生涯学習支援課、まちづくり推進部地域振興課、まちづくり推進部企画課、まちづくり推進部総務課、地域みまもり支援センター衛生課	10	1	2
消防局	警防部救急課、警防部指令課、警防部航空隊、総務部施設装備課	14	15	4

	対象部署	委託業務数	指摘の数	意見の数
教育委員会事務局	学校教育部指導課、支援教育課、職員部給与厚生課、総務部庶務課、健康給食推進室、教育環境整備推進室、総合教育センター総務室、総合教育センター情報・視聴覚センター、生涯学習部中原図書館、生涯学習部多摩図書館、生涯学習部麻生図書館	24	1	1
合計		223	28	29

(2) 指摘及び意見の分類

	再委託関係	情報資産の管理	予定価格の適正な算定	随意契約関係	その他	合計
指摘	2	20	1	0	5	28
意見	0	1	10	8	10	29

2. 監査人の所見

今回の包括外部監査においては、川崎市が業務委託という重要な民間活用を、今後も効果的、効率的に推進していくために、有用な改善提案や助言ができればと考え、業務委託をテーマに監査を実施したところである。

監査を実施した結果、業務委託の財務事務が規則、市のガイドライン等に準拠しているかという合规性の点では、確認したサンプルの範囲では重要な問題は生じていない。しかしながら、再委託における手続、情報資産の管理といった委託業務における重大なリスクへ発展する可能性が高い課題が発見されている。

今後、川崎市がさらなる民間活用を推進し、業務の効率化及び行政サービスの向上を進める目的のために、このような課題が重大なリスクとならないよう、リスクを予防・発見する仕組みの強化による改善は重要と考える。また、民間活用を推進する上では、民間活用の効果検証を実施し、民間活用の委託化に伴う PDCA サイクルを効果的に機能させることが重要と考える。

そのため、個々の委託案件における課題については、「監査の結果と意見（各論）」に記載しているが、総論においては、そのような再委託における手続、情報資産の管理といった重大なリスクへ発展する可能性が高い課題への対応や民間活用の委託化に伴う PDCA サイクルを効果的に機能させる全庁横断的な仕組みの構築を含めた改善提案を中心に総括的意見として記載している。

3. 総括的意見

(1) 再委託について【意見】

委託業務の内容によっては、委託先のみでは業務遂行が困難なものもあり、委託先がさらに業務を委託する、再委託が行われる場合もある。再委託は委託業務を遂行するうえで必要不可欠な場合もあり、これを制限することは、川崎市が今後も推進する民間活用の促進を阻害する可能性がある。

他方、業務委託契約において、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に再委託することについては、再委託先の能力不足により業務の履行が遅延する、あるいは履行が完了しないリスクがあり、問題が起きたときの責任の所在が曖昧となる可能性もある。さらに、再委託先からの情報漏えいのリスクも考えられる。

そのため、川崎市では川崎市委託契約約款（標準約款）第5条において、再委託は原則として禁止する旨が規定されている。ただし、業務の主要な部分ではない業務（附随的な業務、補助的な業務）の再委託については、やむを得ない合理的な理由がある場合に限り例外として認められている。

川崎市委託契約約款

(再委託の禁止等)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

今回の包括外部監査では、事前の承諾なく再委託されている案件が見受けられた。上述のとおり、再委託については再委託先の能力不足により業務の履行が遅延する、あるいは履行が完了しないリスクがあり、再委託された契約が特命随意契約であった場合、特命随意契約の相手先として適切だったかという疑問も生じることになる。

このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を検討する必要がある。

また、再委託を求める場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、商号、氏名、再委託をする業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を委託先に提出してもらい、①再委託を行う合理的理由、②再委託の相手方の履行体制及び実績、③その他必要と認められる事項を審査し、適当と認められる場合に承諾するという、事前の承諾が必要であることが財政局契約課で作成した「契約事務の手引き」において記載されている。

委託先に提出してもらう「再委託の相手方の住所、商号、氏名、再委託をする業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面」については再委託申請書として参考様式が定められているが、当該申請書の「再委託して処理する内容」の記載について、具体的に仕様書のどの部分が再委託されているか分かりにくい記載が散見された。委託契約約款第5条第1項では「受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。」旨が規定されている。業務の全部又は業務の主要な部分が委託されていないことを再委託の決裁者が判断する上でも「再委託して処理する内容」の記載の充実を図ることは重要であると考え。例えば、再委託申請書の参考様式を修正し、「再委託して処理する内容」について仕様書等に照らして、より具体的な記載となるような工夫を検討する必要がある。

さらに、これらの対策については、各局において漏れなく実施されるよう、契約事務の手引き等に記載し周知することを検討する必要がある。

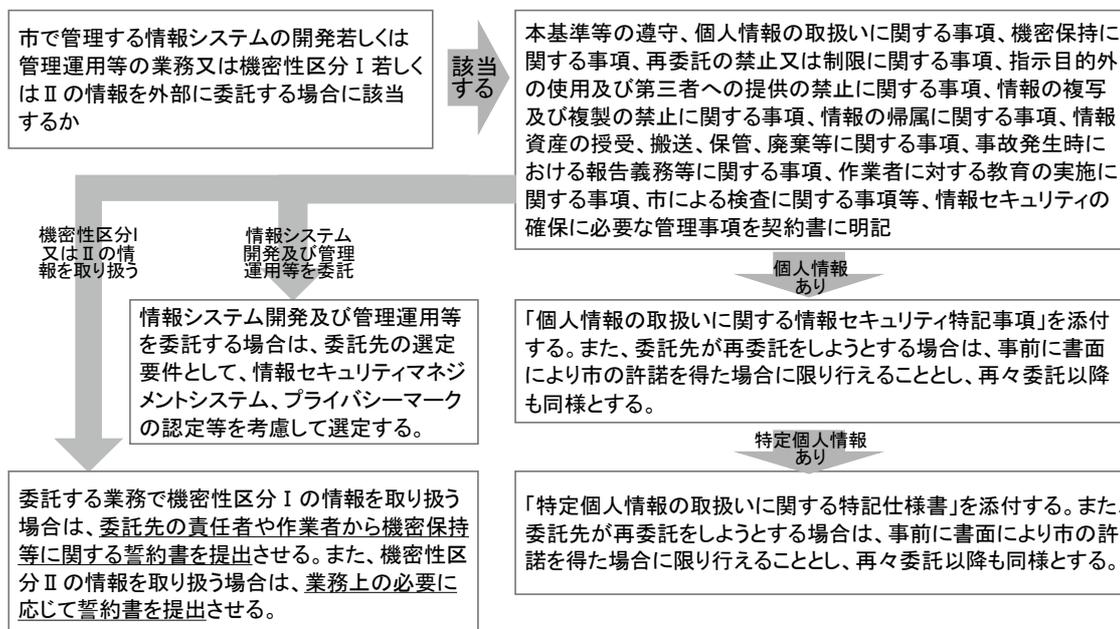
(2) 情報資産の取扱いに関する運用方法の明確化について【意見】

委託契約の内容によっては、機密性がある情報や個人情報等を委託先に提供する必要性があり、このような機密情報や個人情報等が委託先あるいは再委託先から流出した場合、市に多大な影響を与えるとともに、民間活用の推進も停滞する可能性がある。一方で厳格すぎる情報資産の取扱いは委託契約における財務事務の執行を非効率なものとする可能性がある。

そのため、情報漏えい等のリスクとそれを防止するための手続の効率性を勘案し、委託業務における情報資産の取扱いに関する運用方法を明確化することが重要と考える。

川崎市情報セキュリティ基準（以下「セキュリティ基準」と言う。）では、川崎市で管理する情報システムの開発若しくは管理運用等の業務又は機密性区分Ⅰ若しくはⅡの情報を取り扱う業務を外部に委託する場合の管理方法について規定している。

具体的な管理方法を示すと以下のとおりである。



また、業務委託における情報資産の管理については、安全管理体制及び安全管理方法に関する業者からの書面の提出、情報の貸与、返却、廃棄についての受渡票等の作成、委託業者が機密性のある情報を複写及び複製していないことの書面による確認がセキュリティ基準で定められている。

川崎市情報セキュリティ基準 9 業務委託業者の管理（2）委託業者への確認及び指導

イ 情報システムの開発又は管理運用等を委託する場合は、委託業者に委託業務遂行過程における安全管理体制及び安全管理方法について、委託前に書面により提出させるとともに、提出した書面に基づき、業務遂行過程においても、遵守状況を把握する。

エ 情報管理責任者は、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票

等の書類により行う。

オ 情報管理責任者は、委託業者が受託業務に関し、機密性区分 I 又は II の情報を保有している場合は、委託業務終了後速やかに市に返却又は廃棄させなければならない。この場合、受渡票等の書類により行う。

カ 情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分 I 又は II の情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う。

このように業務委託において情報資産が適切に扱われず、情報漏えい等の事故が生じないようセキュリティ基準で情報資産の取扱いが規定されているが、今回の包括外部監査で抽出した委託業務において情報資産の管理について規定に従った取扱いと言えるのか判別できず、運用方法について整理した方がよいと思われる取扱いが見受けられた。

具体的には、情報資産を貸与する場合の受渡票等の書類の作成についてであるが、セキュリティ基準では、上記のとおり「情報管理責任者は、委託業者に機密性区分 I 又は II の情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行う。」と規定されている。実際にどのようなものが受渡票等に該当するのか、デジタル化施策推進室にヒアリングしたところ、どのようなデータを受け渡しているかを正確に記録するためのものであり、紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとのことであった。

しかしながら、今回の包括外部監査で抽出した委託業務では受渡票は作成せず、受渡の記録としてメールによって代替しているものがあり、さらに当該メールの記録については、委託業務完了後に削除しているケースもあった。これは受渡票の様式が職員に認知されていないことが原因のひとつであるため、制度所管課において受渡票の様式等について定期的に周知を図ることが望ましい。

また、セキュリティ基準で定めた事項について、実際の実務上の運用において、どこまでの手続きをもってセキュリティ基準が遵守されていると言えるかは、実際に行われている手続きによって、情報資産を安全に管理運用及び利用するという目的が達成されているかによると考える。そのため、実際の実務上の運用を明確にし、全庁横断的に周知し管理徹底することの検討が望まれる。また、運用方法の明確化により、情報資産の管理に関する手続きをより効率的に実施できる可能性もあり、委託契約における財務事務の執行の効率化の点からも運用方法の明確化は有用と考える。さらに、情報漏えい等の事故が絶えず生じている昨今の状況においては、情報漏えい等のリスクを事前に防止する必要があり、セキュリティ基準で定めた情報資産の取扱いが徹底されているか、川崎市全体でのモニタリングを徹底することを検討することが望まれる。

(3) モニタリング対象の検討について【意見】

委託業務に対するモニタリングは、今回の包括外部監査のテーマである委託業務による

民間活用の効果検証を実施し、民間活用の委託化に伴う PDCA サイクルを効果的に機能させるために、重要かつ必要な手続きであり、効果的な民間活用を進める上で欠かせない手続きであると考えます。

「VI. 川崎市における委託業務のモニタリング」で記載したとおり、「民間活用（川崎版 P P P）推進方針（2020 年 3 月）」に基づき実施される民間活用手法のモニタリング等については、個別の民間活用事業の効果検証及び課題把握は事業所管課が行い、その検証結果等が適切であるかを民間活用に係る制度所管課が確認する仕組みとしている。

実際の運用では、個別のモニタリング等を事業所管課が行い、その検証結果等を制度所管課が確認する仕組みの対象となっているのは、P F I 事業、指定管理者制度適用事業であり、個々の委託業務については、個別のモニタリング等を事業所管課が行っているが、その検証結果等が適切であるかを制度所管課が確認する仕組みの対象に含まれていない。

仕組みの対象には含まれていない委託業務でも、金額的に重要性があったり、複数年度の契約が締結されていたり、同じ業者への随意契約が長期に渡って行われているなど、委託業務の効果検証及び課題把握について、市全体の委託業務に関して横断的かつ定期的に制度所管課が確認した方がよいと思われる案件が含まれている可能性がある。特に民間活用による業務効率化といった効果の検証については、所管課だけでなく、制度所管課が第三者視点で評価を行うことは、評価が所管課による自己評価で完結することなく、委託業務に関する効果の検証における評価の客観性が保持され、モニタリングの精度を高める点からも重要である。

そこで、上記のモニタリング等の仕組みに含める範囲について、例えば、①プロポーザル方式で事業者を選定した業務、②長期継続契約、③単年度契約の委託業務のうち、3 年以上同一業者を継続して指定をしている随意契約について、「民間活用（川崎版 P P P）推進方針（2020 年 3 月）」を参考にしたモニタリング等の仕組みの構築を検討することが望まれるが、業務負担等を考慮すると、実行するためには新たな体制整備が必要になることもあり、まずは契約別のデータ分析や公表に向けた取組について検討されたい。

(4) 委託料を契約単位で把握できる仕組みの必要性について【意見】

委託は、市の歳出に与える影響も大きく、民間活用による効率化、行政サービスの質の向上という面からも重要な手段である。そのため、委託料の契約単位別の情報が容易に取得可能であれば、それを集計することで局別、あるいは部・課別の委託金額や契約方法を容易に把握でき、監査の際の個別検討対象の把握等に役立てることが可能と考える。さらに「VI. 川崎市における委託業務のモニタリング」でも記載したとおり、独立行政法人においては調達等合理化計画のもと、委託業務についても調達の全体像を把握したうえで随意契約の見直しの検討といった調達等合理化の取組が行われ、契約方法別の金額等についても公表している。今後、このような取組を川崎市でも進めていくことの検討が、民間活用としての委

託を効果的、効率的に推進するにあたり必要と考えられ、契約方法別の前期比較といった現状分析を容易に行える仕組みを取り入れることは有用であると考え。

また、現状、川崎市は随意契約の公表について、地方自治法施行令第167条の2第1項3号、4号に該当する契約のみを公表しているが、行政の説明責任を果たし、契約の透明性、公平性の確保に資するため、他の随意契約も公表している団体もある。今後、民間活用としての委託を推進していくにあたり、契約の透明性、公平性の観点から、随意契約の公表範囲を拡大していく取組の検討を川崎市でも進めていくことが望まれる。そのためにも、契約方法別の情報を容易に取得できる仕組みの構築について検討することは有用と考える。

しかしながら、現在の財務会計システムでは、委託料を契約単位別に把握する場合や、局別の委託料を把握する場合も、一定の加工・集計作業が必要となり、非効率であり、上述のような委託業務のモニタリングや随意契約の公表への対応が必要となった場合でも直ちに対応することは困難である。

今回の包括外部監査では、委託料の支出額を集計することで契約単位の委託料を算出した。具体的には財務会計システムの支出伝票データの件名欄に記載の名称（例：川崎市市税収納代行事務委託業務（5月分））から委託内容を把握し、支出額を集計することで契約額を把握した。この方法は委託先への支払が1回の場合には集計する作業は不要であるが、例えば契約上、委託料が毎月分割で支払うことになっている場合等、委託料が複数回で支払われている場合、集計作業が必要である。

このように委託料の支出額を集計し、契約金額を把握することで、監査に必要なサンプル抽出のための母集団の作成や、部局別の委託金額や個々の委託に関する契約方法を把握した。

以上のように一定の加工・集計作業を行えば、委託料を契約単位別に把握することも可能であるが、この方法は集計作業に時間を要し、また集計誤りが発生する可能性もあり、恒常的な仕組みとすることは非効率である。そのため、例えば川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プランの取組に合わせて、将来的には、財務会計システム等により委託料の内訳を契約単位で容易に把握できる仕組みを検討することが必要と考える。

(5) 予定価格の適切な算定について【意見】

予定価格は予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、議会の議決を受けた予算を計画的に執行するために必要なものである。そのため、予定価格は競争入札、随意契約といった契約方法の種類を問わず作成されるものであり、川崎市が民間活用による委託化を効果的、効率的に推進していくにあたり、契約金額を決定し適正な契約を行うためにも、予定価格の適正かつ客観的な金額の設定が不可欠である。

川崎市契約規則では予定価格の決定方法として、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適

正に定めるとされている。

川崎市契約規則

(予定価格の決定方法)

第 14 条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

このように、予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要となるが、今回の包括外部監査のサンプルの中で、予算策定時に業者から入手した参考見積書の金額がそのまま予定価格として使用されているケースが見受けられた。また、そのまま予定価格として使用されていない場合でも、1 者からの参考見積書を基礎に予定価格を算定しているケースも見受けられた。

川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであることを考慮し、民間活用手段である委託契約の透明性、競争性、公正性、経済性の観点からも、予定価格の決定方法の精緻化が求められる。具体的には、予定価格の決定方法として、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めると規定している契約規則に基づき、参考見積書の価格をそのまま予定価格として使うのではなく、参考見積書をベースに契約規則で定める視点を考慮して積算を行うなど、予定価格の積算の精度を高めることが必要と考える。また、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精度を高めることについても必要と考える。

(6) 随意契約ガイドラインについて【意見】

地方自治法第 2 3 4 条第 1 項及び第 2 項において、地方自治体の契約方法は、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の 4 つの方法とし、一般競争入札を原則として、それ以外は一定の場合に限り認められることとしている。

特に随意契約については、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合のみに認められる極めて限定的な契約方法であり、その取扱いは厳正に行わなければならない。

そのため、川崎市においては、各局において契約事務を適正に執行するため、財政局資産管理部契約課が随意契約ガイドラインを作成し、例外的な契約方法である随意契約につい

での標準的な解釈・指針を示している。

このようなガイドラインは基準等の解釈・指針であり、基準等では明確に示されていない運用方法が記載されており、民間活用の手法である委託を効果的、効率的に推進していくにあたり、実務上、重要な指針であると言える。仮に基準は整備されていても、ガイドラインの記載が不明瞭な場合、運用がうまくいかず誤りが生じるリスクもある。そのようなリスクを防止するため、統一した運用方法が記載されたガイドラインの存在は重要であると考えられる。

今回の包括外部監査では、財政局資産管理部契約課が作成している随意契約ガイドラインとは別に、局独自に作成されたガイドラインが存在することが判明した。具体的には、まちづくり局の「委託等業務審査委員会付議案件における随意契約ガイドライン」である。随意契約は、特定の業者との契約となるため、入札に比べて競争の原理が働きにくく、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、透明性、競争性、公正性、経済性の観点からも、最も厳格に取り扱う契約形態である。局独自のガイドラインと市全体のガイドラインとの間で記載が相違する部分があることに起因して、随意契約の判断に影響を与える可能性があるため、独自のガイドラインを制定している場合は、最新のガイドラインと整合しているか各局が確認を徹底するとともに、独自のガイドラインについては、本当に必要性があるのかについても随時検討することが望ましい。また、制度所管課についてもガイドラインを更新する際は、局独自のガイドラインが存在することに留意して、内容の相談等に対応しながら、更新内容が徹底されるよう周知を工夫されたい。

VIII. 監査の結果及び意見（各論）

1. 監査の結果及び意見（各論）の概要

「VII.監査の結果及び意見（総論）」に記載したとおり、監査対象とした委託業務数は全部で223件であり、監査の結果、発見された指摘の数は28件、意見の数は29件となっているが、指摘、意見の対象となった委託業務の件名及び内容をまとめると以下のとおりである。

指摘及び意見の内容

監査対象局	指摘	意見	件名	分類	項目
市民文化局	○		プラチナ音楽祭2022運営業務委託	情報資産の管理	情報の複写及び複製に関する書面による確認について
市民文化局	○		プラチナ音楽祭2022運営業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡しに関する証憑の保管について
市民文化局		○	プラチナ音楽祭2022運営業務委託	その他	委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について
市民文化局		○	岡本太郎美術館 常設展示室等壁面整備業務委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
市民文化局		○	国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
市民文化局		○	国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託	その他	契約方法の統一について
市民文化局		○	川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
市民文化局		○	郵送請求事務進捗管理システム構築等業務委託	予定価格の適正な算定	積算根拠過程の文書化について

監査対象局	指摘	意見	件名	分類	項目
市民文化局		○	令和4年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託	その他	業務完了届の統一について
市民文化局		○	令和4年度若者の参加促進事業実施委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
市民文化局		○	令和4年度若者の参加促進事業実施委託	随意契約関連	参加意向申出書の提出期間について
市民文化局		○	令和4年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
経済労働局		○	川崎駅北口行政サービス施設コンシェルジュ業務委託	情報資産の管理	機密保持等に関する誓約書の入手について
経済労働局	○		農商工等連携推進事業実施委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について
経済労働局	○		令和4年度特定生産緑地等データ更新等業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡票への資料提供日及び廃棄日の記載漏れについて
経済労働局		○	川崎競輪開催業務等包括委託業務	その他	広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について
経済労働局		○	令和4年度北部市場汚水処理場修繕業務委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
経済労働局		○	川崎市消費生活相談員業務委託	随意契約関連	一者応募の改善について
経済労働局		○	川崎市勤労者福祉共済厚生事業等業務委託	随意契約関連	一者応募の改善について
経済労働局		○	川崎市生活文化会館	随意契約	一者応募の改善について

監査対象局	指摘	意見	件名	分類	項目
			管理運営委託	関連	て
経済労働局	○		川崎じもと応援券（第2弾）発行運營業務	情報資産の管理	情報資産の受渡管理及び情報の複写及び複製に関する書面による確認について
環境局		○	王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託	その他	決裁文書へ添付する資料の誤りについて
環境局	○		令和4年度 廃タイヤ収集運搬・処分業務委託（第2回）	予定価格の適正な算定	積算根拠資料の記載誤りについて
健康福祉局		○	基幹相談支援センター運營業務委託（川崎市中部基幹相談支援センター）	その他	変更契約の締結時期について
健康福祉局		○	川崎市自立支援センター日進町管理運営委託	その他	選考委員会設置要綱の改定について
健康福祉局		○	令和4年度生活づくり支援ホーム下野毛（分館含む。）設置及び管理運営委託	予定価格の適正な算定	予定価格の積算根拠の検証について
こども未来局	○		おなかま保育室事業委託契約	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
こども未来局		○	川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託	予定価格の適正な算定	過去の実績を基礎とした予定価格の算定について
こども未来局		○	川崎市社会的養護自立支援事業業務委託	随意契約 関連	一者応募が続く委託業務における事業継続性の検討について
こども未来	○		子育て世帯への臨時	その他	特定業務委託契約にお

監査対象局	指摘	意見	件名	分類	項目
局			特別給付金事務処理センター業務委託		ける台帳の未入手について
まちづくり局	○		川崎市垂直写真・斜め写真複製業務委託	その他	借用書の返納時欄の記載漏れについて
建設緑政局	○		自転車等保管所管理運営業務委託	情報資産の管理	情報の複写及び複製に関する書面による確認について
川崎区役所	○		令和4年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託	情報資産の管理	情報の複写及び複製に関する書面による確認について
中原区役所	○		令和4年度中原区子育て支援者養成事業業務委託	その他	書類の名称誤りについて
中原区役所		○	令和4年度デジタルエックス線画像処理装置保守点検業務委託	その他	委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について
中原区役所		○	なかはら世紀越え記念カプセル開封等イベント業務委託	その他	変更契約の締結時期について
消防局	○		ヘリコプター1号機の4,100時間定期整備業務委託	再委託関係	再委託の事前申請について
消防局	○		ヘリコプター1号機の4,100時間定期整備業務委託	情報資産の管理	「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて
消防局	○		ヘリコプター1号機の4,100時間定期整備業務委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		ヘリコプター1号機の4,100時間定期整備業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理について
消防局	○		ヘリコプター2号機	再委託関係	再委託の事前申請につ

監査対象局	指摘	意見	件名	分類	項目
			の1, 750時間定期整備業務委託	係	いて
消防局	○		ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託	情報資産の管理	「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて
消防局	○		ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理について
消防局	○		事業用操縦士限定変更訓練(A S 3 6 5型)業務委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		事業用操縦士限定変更訓練(A S 3 6 5型)業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理について
消防局	○		事業用操縦士限定変更訓練(B K 1 1 7)業務の委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		事業用操縦士限定変更訓練(B K 1 1 7)業務の委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理について
消防局		○	消防業務用無線機(陸上移動局)その1保守点検業務委託	随意契約関連	一者応募の改善について
消防局		○	消防業務用無線機(陸上移動局)その3保守点検業務委託	随意契約関連	一者応募の改善について
消防局	○		川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		川崎市応急手当普及	情報資産	情報資産の受渡管理に

監査対象局	指摘	意見	件名	分類	項目
			啓発活動事業に関する業務委託	の管理	について
消防局	○		川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託	その他	委託業務完了届の記載誤りについて
消防局		○	川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託	随意契約 関連	一者応募の改善について
消防局		○	A Iを活用した救急隊の現場到着時間の短縮に係る業務委託	予定価格 の適正な 算定	複数業者からの参考見積書の入手について
教育委員会 事務局		○	学校小荷物専用昇降機保守点検業務	その他	最低制限価格制度が適用される業務範囲の検討について
教育委員会 事務局	○		川崎市立特別支援学校スクールバス車両の運転等業務委託（令和3～5年度）	その他	委託仕様書で定められた証明書類の未入手について

2. 結果及び意見

監査の結果、発見された指摘と意見の詳細については以下のとおりである。

① 市民文化局

【対象部署：市民文化局 市民文化振興室】

➤ 業務委託名

プラチナ音楽祭2022運営業務委託

➤ 業務委託の概要

シニア世代に合唱や合奏の発表の場を提供することで、文化活動に参加する機会を広げ、生きがいづくりを応援することを目的として委託するものである。具体的な業務内容は以下のとおりである。

- (1) 音楽祭の運営
- (2) 8月31日リハーサル時の舞台等進行管理・運営
- (3) 9月17日音楽祭当日の運営
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施
- (5) その他

➤ 委託契約の概要

契約件名	プラチナ音楽祭2022運営業務委託
契約者名	特定非営利活動法人 カワサキミュージックキャスト
契約開始日	2022年4月15日
契約終了日	2022年10月31日
契約方法	随意契約（見積合わせ）
予定価格	899,000円（税抜）
入札価格（※）	899,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）（※）	100%
契約金額	899,000円（税抜）
入札参加者数	3社

※競争入札以外の契約方法でも、入札価格、落札率という表現を用いている。（以下の表でも同様）

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 情報の複写及び複製に関する書面による確認について

川崎市情報セキュリティ基準の 9 業務委託業者の管理（2）委託業者への確認及び指導には以下の記載がある。

カ 情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分 I 又は II の情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う。

当該委託業務では機密性区分 I 又は II の情報があるが、情報の複写及び複製をしていないことについて、書面による確認は行われていない。

情報セキュリティ基準にもとづき書面による確認を行う必要がある。

【指摘】 情報資産の受渡しに関する証憑の保管について

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項の第 11 条によると、情報資産の提供・返却又は廃棄については受渡票等で確認することとなっている。また、川崎市情報セキュリティ基準の 9 業務委託業者の管理（2）委託業者への確認及び指導では「情報管理責任者は、委託業者に機密性区分 I 又は II の情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行う。」旨が規定されている。

当該委託業務で委託業者に提供した情報は機密性区分 I に該当し、情報資産の提供・返却又は廃棄については受渡票等を作成する必要があるが、受渡票等は作成されていない。この点、情報資産はメールでの提供のため、メールの記録が情報資産の受渡しの記録になっているとのことであった。ただし、業務完了後は当該メールを削除しており、記録が残っていない。

情報を貸与する場合の受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされていることから、受渡票を作成し管理する必要がある。

【意見】 委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について

委託契約約款第 2 条では業務日程表の提出を受ける旨が記載されているが、業務日程表の提出を受けていない。

川崎市委託契約約款

（日程表の提出）

第 2 条 受注者は、この契約締結後 7 日以内に設計図書に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から

7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

約款は、不特定多数の者と同一の契約を迅速・効率的に行うために作成された定型的内容の取引条項であり、日程表の提出についても定型的内容の取引条項として記載されていると考えられる。そのため、当該委託業務においては日程表の提出がなかったとしても業務の遂行に支障をきたす可能性は低いと思われるが、約款として記載されている以上、日程表の提出を受ける必要があったと考える。仮に日程表の提出が必要ではないと判断された場合、次回の内容の契約では、契約書の約款について削除する等、業務の実態に応じた対応を行うことが望まれる。

【対象部署：市民文化局 岡本太郎美術館】

➤ 業務委託名

岡本太郎美術館 常設展示室等壁面整備業務委託

➤ 業務委託の概要

岡本太郎美術館の常設展示室の塗装に関する業務委託である。

具体的には、美術館の長期休館中に、岡本太郎作品にあわせて設計された常設展示室等の壁面について再塗装等の整備を行うとともに、岡本作品に準じたレリーフ<太陽の顔>部分についても、周囲の壁面とあわせて再塗装を行う。壁面の色については現状と同じ色調となるよう調色をおこない、岡本作品にふさわしい展示空間として再整備を行うものである。

➤ 委託契約の概要

契約件名	岡本太郎美術館 常設展示室等壁面整備業務委託
契約者名	株式会社 フィールド・ノート
契約開始日	2022年12月1日
契約終了日	2023年2月28日
契約方法	指名競争入札
予定価格	4,100,000円(税抜)
入札価格	4,100,000円(税抜)
落札率(入札価格/予定価格)	100%
契約金額	4,100,000円(税抜)
入札参加者数	5社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 複数業者からの参考見積書の入手について

予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定され、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

【対象部署：市民文化局 市民生活部企画課】

➤ 業務委託名

国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託

➤ 業務委託の概要

国際交流センター、市民プラザ、平和館、高津区役所、宮前区役所向丘出張所及び多摩区役所の長寿命化改修工事等の設計にあたり、アスベスト含有懸念建材の試材を採取し、アスベスト含有の有無を把握することを目的とし、成分分析調査を行う業務である。

調査対象施設の概要

	国際交流センター	市民プラザ	平和館
場所	中原区木月祇園町 2-2	高津区新作 1-19-1	中原区木月住吉町 33-1
構造、階数	鉄筋コンクリート造 地上1階地上3階建て	鉄骨鉄筋コンクリート 造地下1階地上4階建て	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建て
延床面積	9091.26 m ²	12,504.44 m ²	2,567.63 m ²
建築年月	平成6年6月	昭和54年1月	平成3年7月

	高津区役所	宮前区役所 向丘出張所	多摩区役所
場所	高津区下作延 2-8-1	宮前区平 1-1-10	多摩区登戸 1775- 1
構造、階 数	鉄筋コンクリート造 地下2階地上5階建て	鉄筋コンクリート造 地上2階建て	鉄骨鉄筋コンクリ ート造地下2階地上12 階建て
延床面積	10,276.94 m ²	1,025.40 m ²	18,544.10 m ²
建築年月	平成4年11月	昭和53年11月	平成8年9月

➤ 委託契約の概要

契約件名	国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託
契約者名	東北緑化環境保全 株式会社 神奈川事務所
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2022年6月24日
契約方法	指名競争入札
予定価格	2,417,000円（税抜）
入札価格	1,250,000円（税抜）
落札率（入札価格/予 定価格）	51%
契約金額	1,250,000円（税抜）
入札参加者数	4社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 複数業者からの参考見積書の入手について

予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

【意見】 契約方法の統一について

当該委託業務と同じアスベスト含有懸念建材の試材を採取し、アスベスト含有の有無を把握することを目的とした業務である、「川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務」が同じ年度である令和4年度に市民文化局の区政推進課において契約方法として一般競争入札を採用している。

市内中小企業者への優先発注の徹底に関する庁内通知が発出されていることから、当該委託業務については市内中小企業者である業者を指名選定したとのことであるが、同内容の業務について同じ局内の他課では一般競争入札が行われていることから、今後は他課での実施状況を確認し、透明性及び公正性の点から一般競争入札が可能なものは一般競争入札の実施を検討することが望まれる。

【対象部署：市民文化局 区政推進課】

➤ 業務委託名

川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務

➤ 業務委託の概要

川崎区役所大師支所の解体工事及び、川崎区役所の改修工事に向けて、アスベスト含有懸念建材の試材を採取し、アスベスト含有の有無を把握することを目的として、大師支所アスベスト採取予定検体一覧表、川崎区役所採取予定検体一覧表に記載の試料を採取し、アスベスト含有の調査を行う業務である。

調査対象施設の概要

	川崎区役所大師支所	川崎区役所
場所	川崎市川崎区東門前2丁目1番1号	川崎区東田町8番地
構造、階数	鉄筋コンクリート造 地上3階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上20階建の一部
延床面積	2,588.34 m ²	6,600.34 m ²
建築年月	昭和50年4月	平成2年10月

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務
契約者名	株式会社アップ総合企画
契約開始日	2022年12月19日
契約終了日	2023年3月17日
契約方法	一般競争入札

予定価格	3,649,800 円 (税抜)
入札価格	2,344,100 円 (税抜)
落札率(入札価格/予定価格)	64%
契約金額	2,344,100 円 (税抜)
入札参加者数	4 社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 複数業者からの参考見積書の入手について

予定価格の算定にあたり、1 者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1 者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

【対象部署：市民文化局 戸籍住民サービス課】

➤ 業務委託名

郵送請求事務進捗管理システム構築等業務委託

➤ 業務委託の概要

郵送請求事務進捗管理システムの開発業務である。

具体的には、川崎市郵送請求事務センターで取扱う請求書の内容に応じた各種証明書等の交付及び附随する関連業務や請求等に係る金券等の管理、川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）第 2 条第 6 号から第 14 条及び第 17 号、第 295 号に規定する手数料の収納に関すること及び附随する関連業務について、進捗管理システムでデータの一括管理及び運用を行うため、本業務の特性に合うカスタマイズされた進捗管理システムを導入し安定的な運用を図るための開発業務となる。

➤ 委託契約の概要

契約件名	郵送請求事務進捗管理システム構築等業務委託
------	-----------------------

契約者名	アジアクエスト 株式会社
契約開始日	2022年10月20日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	9,000,000円（税抜）
入札価格	6,360,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	70%
契約金額	6,360,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 積算根拠過程の文書化について

予定価格の算定にあたっては参考見積書入手し、当該見積書を基礎として予定価格を算定している。予定価格算定の根拠資料である「郵送請求事務センター業務委託積算」を閲覧したところ、参考見積書の金額が7,000,000円であるのに対し、積算した予定価格は9,000,000円と2,000,000円の差異が生じていた。

当該差異の原因について確認したところ、コロナ渦の折、人員の確保や電子部品の調達に不透明な部分があったことから、不調のリスクを低減するため、予算額の範囲内で余裕のある予定価格の積算をとっているとのことであった。

差異原因については理解できるが、当該差異原因について積算根拠資料において記載がなされていない。本委託業務は一般競争入札であるが、競争入札において予定価格は契約金額を決定するための基準となるものであり、予定価格の設計は重要である。また、設計根拠の記載は予定価格算定にあたっての根拠を示すものである。今後はそのような積算過程については可能な限り文書化し、予定価格の積算過程について、より明確なものとするのが望まれる。

【対象部署：市民文化局 戸籍住民サービス課】

➤ 業務委託名

令和4年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託

➤ 業務委託の概要

令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、令和4年度末までにほぼ全ての国民がマイナンバーカード（以下「カード」とい

う。)を保有する社会を目指すこととされた。これを踏まえ、川崎市では令和2年7月に、かながわサイエンスパーク内に「川崎市マイナンバーカードセンター」(以下「センター」という。)を開設し、カードの交付体制の強化を図ったが「マイナポイントを活用した消費活性化策」や、健康保険証利用の本格運用をはじめ新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化における利用など国の普及促進策が継続して行われていることから、令和4年度においても、更なる交付促進を図ることを目的として、引き続きセンターを中心とした交付体制の構築が必要となった。そのため、センターの運用に必要な次の(1)から(9)の業務を委託するものである。

- (1) センター設置機材の維持管理
- (2) コールセンターの運営
- (3) カード交付予約システムの提供及び運用保守
- (4) カードの管理、運搬等
- (5) センター運営支援
- (6) サービス要求水準合意書及び指標の作成・検証
- (7) 交付率向上に向けた取組の実施
- (8) 次年度受託者への事務の引継ぎ
- (9) その他

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託
契約者名	りらいあコミュニケーションズ 株式会社
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約(特命随意契約)
予定価格	480,484,560円(税抜)
入札価格	480,484,560円(税抜)
落札率(入札価格/予定価格)	100%
契約金額	480,484,560円(税抜)
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 業務完了届の統一について

委託契約は「令和4年度川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託」に関

するもの1つであるが、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書については以下のとおり2つ作成されている。

業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書①

業務名	令和4年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託
履行場所	川崎市マイナンバーカードセンター 他
請負金額	¥517,389,136- (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥47,035,376-)
履行期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
完了年月日	令和5年3月31日
備考	

業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書②

業務名	令和4年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託
履行場所	川崎市マイナンバーカードセンター 他
請負金額	¥12,449,360- (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥1,131,760-)
履行期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
完了年月日	令和5年3月31日
備考	

※当該委託契約は変更契約による増額(1,305,480円)があるため、業務完了届①と②の請負金額の合計額が変更契約による増額を加えた契約金額(529,838,496円)と一致する。

業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書が2種類作成されている理由であるが、個人番号カード交付センター運営委託料と情報化施策推進室から予算令達されたマイキーID設定支援委託料の科目が異なっていたため、分けて作成したとのことである。

使用する科目が異なる場合でも、契約としては1本であり、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書も1つでよかったものと思われる。

業務効率化の観点からは、使用する科目によって作成する書類を分けることなく、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書は1つにすることが望まれる。

【対象部署：市民文化局 協働・連携推進課】

➤ 業務委託名

令和4年度若者の参加促進事業実施委託

➤ 業務委託の概要

川崎市においては、川崎市自治基本条例第 28 条の規定に基づき、市民の多様な参加の機会を整備することを推進している。また、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成を基本理念として、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を平成 31 年 3 月に策定したところである。市民自治のまちづくりを進める上では、多様な世代・立場の市民による参加が求められており、若者（当事業では市内の高校生や大学生などを中心とした概ね 30 歳台までの市民を対象とする。以下「若者」という。）を対象とした参加層の掘り起こしにこれまでも取り組んできた。

これらを背景とし、多様な主体の連携による持続可能な暮らしやすい地域の実現に向けて、若者の声を市政に反映していくための取組みの一つとして、若者目線での課題検討と課題解決へ向けた活動を通じて、若者の社会参加・地域参加のすそ野を広げ、主体的な市政参加へのきっかけの提供と、これまでの取組によって醸成された若者の「地域への関心の高まり」と「都市に対する愛着・誇り」を、地域の活性化と持続的な発展に向けた好循環へと繋げることを目的として実施されるのが若者の参加促進事業である。そして当該事業における具体的な委託業務内容は以下のとおりである。

- (1) ワークショップイベントの企画提案及び運営
- (2) ワークショップイベント実施前後のフォローアップ
- (3) 地域の活性化と持続的な発展に向けた好循環の構築
- (4) 実施報告書の作成
- (5) その他、本事業・取組の実施に必要な支援、全体の進行管理

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和 4 年度若者の参加促進事業実施委託
契約者名	認定特定非営利活動法人 カタリバ
契約開始日	2022 年 4 月 21 日
契約終了日	2023 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	2,272,728 円（税抜）
入札価格	2,272,728 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	2,272,728 円（税抜）
入札参加者数	1 社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 複数業者からの参考見積書の入手について

予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定し、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

【意見】 参加意向申出書の提出期間について

公募型プロポーザル方式により業者を選定しているが、参加意向申出書の配布・提出期間が令和4年1月18日（火）から令和4年1月27日（木）と8営業日になっている。公募してきた業者も1者であり、多くの業者に参加してもらうためには、参加意向申出書の配布・提出期間について公募全体のスケジュールから、10営業日程度に設定してもよかったと思われる。

今後同様の公募型プロポーザル方式により業者を選定する場合には、より多くの業者に周知され、業者が業務内容を理解し、参加の意思決定ができるよう、参加意向申出書の配布・提出期間について検討することが望まれる。

【対象部署：市民文化局 協働・連携推進課】

➤ 業務委託名

令和4年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託

➤ 業務委託の概要

地域課題の解決を目指す市民活動団体や町内会・自治会等と、地域貢献に関心のある人材（プロボノワーカー）とをマッチングし、プロボノの活用による団体の基盤強化を図ることで、地域課題の解決に多層的に市民が関わる土壌づくりを行う。併せて、継続的な社会参加に向け、参加者のネットワーク形成を行うことを目的とした事業である。そして当該事業における具体的な委託業務内容は以下のとおりである。

- (1) 参加者（プロボノワーカー）の募集
- (2) 参加団体の募集と団体ヒアリング
- (3) プロボノワーカーと参加団体のマッチング
- (4) 団体の課題解決に向けたプロジェクトの実施（支援活動の具体化、進行状況のフォロー）
- (5) 振り返り会の実施
- (6) 市民向け講演会の開催
- (7) プロボノ広報チラシ、事例紹介等の作成
- (8) 各種説明会における会場・講師の手配及び支払い（オンライン開催の場合にはオンライン会議環境の整備）
- (9) 協働・連携ポータルサイト等を活用したプロボノに関する情報発信
- (10) 報告書の作成
- (11) その他

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託
契約者名	公益財団法人 かわさき市民しきん
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	1,930,000円（税抜）
入札価格	1,930,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	1,930,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 複数業者からの参考見積書の入手について

予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定し、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規

則で規定されている。1 者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

② 経済労働局

【対象部署：経済労働局 観光・地域活力推進部】

➤ 業務委託名

川崎駅北口行政サービス施設コンシェルジュ業務委託

➤ 業務委託の概要

川崎市では、J R川崎駅北口自由通路内に、川崎駅北口行政サービス施設（以下「本施設」という。）を設置している。本施設はJ R川崎駅北口自由通路に面した好立地を活かし、おもてなしの姿勢で、「川崎のまちのゆしみ」を外国人も含めた多様な利用者伝える観光案内・魅力発信の拠点とするとともに、証明書発行や市バス乗車券発売所等の身近な行政サービスを便利で快適に提供する複合施設として設置されている。

本施設では総合案内を行うコンシェルジュを1名以上配置し、様々な目的を持って来られる市民や観光客に向けた案内を行うとともに、観光案内所で観光案内を行うコンシェルジュを1名以上配置し、川崎の観光に関する案内を行っている。観光案内所については、日本政府観光局（J N T O）認定外国人観光案内所「カテゴリー2」を取得しており、英語での案内が可能なスタッフが常駐している必要がある。また、川崎市へ来られる外国人観光客の傾向から、中国語やその他の言語での案内も併せて提供する必要がある。

本業務委託は、本施設において、主として総合案内を行うコンシェルジュと、主として観光案内を行うコンシェルジュを配置し、多言語でのサービスを行う業務を委託するものである。

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎駅北口行政サービス施設コンシェルジュ業務委託
契約者名	ヒューマンアカデミー 株式会社
契約開始日	2021年4月1日
履行期限	2024年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	89,040,000円（税抜）
入札価格	89,029,080円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	99%
契約金額	89,029,080円（税抜）
入札参加者数	2社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 機密保持等に関する誓約書の入手について

当委託業務では、総合案内及び観光案内を委託するものであるが、総合案内では以下の業務を含んでいる。これらの業務は、受注者が直接個人情報を取扱うものではないものの、申請書等の記入方法の案内等の補助を行うことで個人情報を閲覧し、知りうる可能性がある業務である。

・行政サービスコーナーの補助業務

行政サービスコーナーにおいて、証明書発行案内、申請書の記入方法の案内等の補助を行う。

・市バス乗車券発売所の補助業務

市バス乗車券発売所において、乗車券購入案内、申請書等の記入方法の案内等の補助を行う。

当委託業務をセキュリティ基準に照らすと、受注者が直接個人情報を取扱うものではないため個人情報の取扱いを伴う事務事業に該当しない可能性がある。しかし、受注者が個人情報を知りうる業務の場合には、個人情報を取扱う業務と同様に対応することが情報セキュリティの観点からは望まれる。当該契約では、個人情報を取扱う業務に添付する個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項は添付されていたことから、機密保持等に関する誓約書の提出を受けることが望ましいと考える。

【対象部署：経済労働局 都市農業振興センター農業振興課】

➤ 業務委託名

農商工等連携推進事業実施委託

➤ 業務委託の概要

フォーラムを企画し、本市が提供する過去の参加者一覧等により参加者の呼びかけを行い、準備や当日の運営を含めて受託者により開催する。

併せて、これまでのフォーラム開催後のアンケート結果等を参考に、農業者等、過去のフォーラム参加者を訪問し、抽出された課題の解決策を具体化するための他分野連携マッチングやアドバイスを行う。また、次年度における事業説明に活用できるよう、分かりやすい表現とデザインにより一連の結果についてとりまとめ、報告書を作成する業務である。

➤ 委託契約の概要

契約件名	農商工等連携推進事業実施委託
契約者名	株式会社開発計画研究所
契約開始日	2022年8月25日
履行期限	2023年3月20日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	2,100,000円（税抜）
入札価格	2,100,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	2,100,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について
 受託者がフォーラムを企画、運営するとともに、川崎市が提供する過去の参加者一覧等に基づいて参加者の呼びかけを行う業務である。また、これまでのフォーラム開催後のアンケート結果等を参考に、農業者等、過去のフォーラム参加者を訪問し、抽出された課題の解決策を具体化するための他分野連携マッチングやアドバイスを行う業務もある。したがって、川崎市が以下の情報を受託者に提供する。

- ・過去のフォーラム参加者一覧（参加事業者名及び担当者氏名）
- ・過去のアンケート結果

川崎市が提供する過去のフォーラム参加者一覧（参加事業者名及び担当者氏名）の情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報と考えられる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成する必要がある。

- ・機密保持等に関する誓約書
 - ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類
 - ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類
 - ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面
- 当該業務における、書類等の作成状況は以下のとおりである。

規定される書類等	作成・提出状況
機密保持等に関する誓約書	ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。

情報を貸与する場合の受渡票等の書類	パスワード付きの名簿データを電子メール上で送信した記録、データ受信報告メールの日時が分かるデータを保存している。
委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類	上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。
委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面	上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。

川崎市では、情報を貸与する場合の受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされているところ、メールにより管理していることは望ましくない。また、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成していない場合には、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要であることから、誓約書と委託業務完了届の提出をもって代用することは適切ではない。

したがって、機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を貸与する場合には、セキュリティ基準に基づき、情報を貸与する場合の受渡票等の書類を用いる必要がある。また、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成しなかった場合には委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要である。

【対象部署：経済労働局 農地課】

- 業務委託名
令和4年度特定生産緑地等データ更新等業務委託

- 業務委託の概要

川崎市の特定生産緑地の決定・変更などに基づき、川崎市総合型地図情報システム（以下「統合型GIS」という。）及び統合型GIS内サブシステムである「農地等管理システム」内の特定生産緑地レイヤ等のデータ更新を行うことを目的として、具体的には以下の業務を行う。

- (1) 農地等管理システムのデータ更新
- (2) 特定生産緑地レイヤ等の作成と搭載
- (3) 税システム提供データの取込及び適合
- (4) システム操作研修

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度特定生産緑地等データ更新等業務委託
契約者名	株式会社インフォマティクス
契約開始日	2022年4月1日
履行期限	2023年3月17日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	2,660,000円（税抜）
入札価格	2,660,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	2,660,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 情報資産の受渡票への資料提供日及び廃棄日の記載漏れについて

受託者が、川崎市の特定生産緑地の決定・変更などに基づき、川崎市統合型地図情報システム（以下「統合型GIS」という。）及び統合型GIS内サブシステムである「農地等管理システム」内の特定生産緑地レイヤ等のデータ更新を行うものである。

したがって、川崎市が以下の情報を受託者に提供する。

- ・特定生産緑地の更新情報が記録された紙媒体又は電子媒体
- ・公図のコピー（位置特定の参考情報）
- ・属性情報（区、番号、平米数）の紙媒体又は電子媒体

川崎市が提供する特定生産緑地の更新情報が記録された紙媒体又は電子媒体は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅱに該当する情報と考えられる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成する必要がある。

- ・機密保持等に関する誓約書
 - ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類
 - ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類
 - ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面
- 当該業務における、書類等の作成状況は以下のとおりである。

規定される書類等	作成・提出状況
機密保持等に関する誓約書	ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。
情報を貸与する場合の受渡票等の書類	受渡票が作成・提出されている。

委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類	受渡票が作成・提出されている。
委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面	上記受渡票と委託業務完了届を合わせて代用している。

情報の貸与及び委託業務終了後に廃棄したことを確認する受渡票が作成され、担当者、確認者の署名・捺印はあるものの、資料提供日及び廃棄日が記載されておらず十分ではない。

したがって、機密性区分Ⅱに該当する情報を貸与した場合には、受渡及び廃棄を確認した日付を記載することが必要である。

【対象部署：経済労働局 公営事業部】

➤ 業務委託名

川崎競輪開催業務等包括委託業務

➤ 業務委託の概要

川崎市の富士見公園一帯にある川崎競輪場について、民間ノウハウを活用して安定的な競輪事業を確立し、また市の財政に貢献する目的として、運営に係る業務を包括的に委託するものである。具体的な業務内容は以下の通りである。

(1) 本業開催業務及び関連業務

- ① 投票関係業務
- ② 賞典業務
- ③ サービス関係業務
- ④ 警備業務
- ⑤ 清掃業務
- ⑥ 場内設備等保守管理運営業務
- ⑦ 広報宣伝業務
- ⑧ 依頼場外設置関係業務
- ⑨ その他総務業務

(2) 受託場外開催業務

- ① 事前準備及び事後業務
- ② 受託場外開催業務

(3) 非開催日払戻業務

- ① 非開催日払戻業務
- ② 払戻資金の手配、警送、受領、搬送、配布及び管理業務

(4) 競輪事務及び事務補助業務

- ① 来賓等接待補助業務
- ② お客様からの問い合わせ対応補助業務
- ③ 予想業者登録及び無料入場者証発行等の事務補助業務
- ④ 運營業務に必要な消耗品、印刷物等の調達・管理業務
- ⑤ 発注者から使用を許可された備品及び施設の管理業務
- ⑥ 委託期間中における事業計画書及び業務報告書作成業務
- ⑦ 関係機関との連絡調整補助業務
- ⑧ 自転車競技法施行規則第6条及び第34条に規定する届出・報告等に必要な各種報告書等作成補助業務
- ⑨ 開催日程案・開催日程表作成補助業務
- ⑩ 売上等統計及び分析業務
- ⑪ 開催および事業全体に係る経営判断で必要とされる資料作成及び分析業務
- ⑫ 発注者が主催する会議、協議会等への出席及び関係資料作成補助業務
- ⑬ 発注者が構成員となる会議への同席又は代理出席及び関係資料作成補助業務
- ⑭ 発注者が構成員となる団体の事務補助業務
- ⑮ 開催資金計画等の作成補助業務
- ⑯ その他の庶務・施行者事務の処理代行又は事務補助

(5) 市民に親しまれ地域の活性化に資する競輪場に関する企画・運營業務

- ① 競輪場施設等の貸出、開放等に係る企画・実施、受付事務
- ② 市民向けイベント等の企画・運営に係る業務
- ③ 周辺施設・商店街との連携や市民イベントへの協力等に係る業務
- ④ 上記①～③に係る関係団体との調整等の業務

(6) その他

- ① 次期一般公募契約準備事務に必要な業務仕様書及び業務仕様書毎の経費実績に関する基礎的資料(ただし、受注者が独自に蓄積した運営ノウハウ並びに、詳細な経費内訳等は含まない)の作成
- ② 危機管理マニュアルの管理

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎競輪開催業務等包括委託業務
契約者名	トータリゼータエンジニアリング株式会社
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約(包括委託)
予定価格	4,000,000,000円(税抜)

	(2022年4月1日から2027年3月31日の5年間での上限額)
入札価格	金額での入札ではなく、売上金額に乗じる経費率を提案書に記載。
落札率(入札価格/予定価格)	金額を明示しての入札ではないため、算出しない。
契約金額	川崎競輪場開催業務での車券売上金額に契約で定めた経費率(一定の%)を乗じた額。ただし、委託期間2022年4月1日から2027年3月31日の5年間での上限額を4,000,000千円とする。
入札参加者数	2社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について

当委託業務には広報宣伝業務が含まれている。当委託業務の主要な目的の1つとして「市民に親しまれる競輪場の運営」を掲げており、市民や近隣地域の住民等の新しいターゲット層に訴求するためには、積極的な広報戦略が必要だと考えられる。しかし、現状では売上金額に対し一定率の委託費が支払われる契約になっており、広報宣伝費も委託費に含まれている。委託費には上限額が設定されているため、委託先が費用対効果の不確実な広報戦略を積極的に行い、先行して広報費を負担するインセンティブは生じにくいと推察される。

市が競輪事業の収益の安定的な確保が課題と考えている中で、競輪事業にかかる広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について、継続的に検討することが望まれる。具体的には、委託先によりインセンティブが生じやすい契約形態とすることや、市が広報戦略を策定したうえで、現地での広報活動は委託することなどが考えられる。

【対象部署：経済労働局 北部市場】

➤ 業務委託名

令和4年度北部市場汚水処理場修繕業務委託

➤ 業務委託の概要

川崎市北部市場の汚水処理場内設備を更新及び修繕することを目的として委託するものである。具体的な業務内容は以下のとおりである。

- (1) 沈殿池及び曝気槽移流管修繕、ろ過器エアークリーン機修繕
- (2) ろ過原水ポンプ・逆洗ポンプ更新、沈殿槽掻き寄せ機更新

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度北部市場汚水処理場修繕業務委託
契約者名	日本施設管理株式会社
契約開始日	2022年9月9日
契約終了日	2023年2月28日
契約方法	一般競争入札
予定価格	16,378,000円（税抜）
入札価格	15,390,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	93%
契約金額	15,390,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 複数業者からの参考見積書の入手について

当業務は、北部市場内で修繕が必要な汚水処理場の更新及び修繕を数年かけて順次実施するものであり、令和3年度～令和5年度まで同一の業者へ委託している。なお、委託先は、北部市場の施設保守管理業務委託業務において、再委託を受けて汚水処理施設の運転業務を担っている先と同一である。

一般競争入札となっているが、汚水処理施設の運転業務を担う先が継続して業務を提供している。また当該委託先からの参考見積書の金額を予定価格としており、他の入札者がいないため、川崎市において、契約金額の水準が市場と照らして妥当であるかが十分に検討できていない。他の業者からも参考見積書を入手するなどして、予定価格の算出にあたり金額の妥当性を検討することが望まれる。

【対象部署：経済労働局 消費者行政センター】

➤ 業務委託名

川崎市消費生活相談員業務委託

➤ 業務委託の概要

消費者から寄せられた消費生活相談及び苦情について、「消費生活相談業務要領」に基づき、専門的な知識経験を有する相談員が迅速かつ適切に助言やあっせん等の処理を行い、もって消費者に係る被害の救済及び未然防止に寄与することを目的とする。

消費生活相談員業務は川崎市消費者行政センター及び区役所において実施し、相談

者に対する適切な情報の提供や具体的な解決方法の助言、相談解決に必要な他機関の紹介等のほか、消費生活相談カードの記載、苦情相談に伴う商品テスト、重大事故情報の報告、事業者の情報提供、特別相談会等への協力、その他付随業務についても業務内容に含まれている。

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市消費生活相談員業務委託
契約者名	特定非営利法人かわさきコンシューマーネット
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	193,635,000円（税抜）
入札価格	193,635,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	193,635,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 一者応募の改善について

当委託業務は令和2年度より公募型プロポーザル方式を行っているが、継続して現在の契約者一者のみの参加となっている。また、令和2年度以前は特命随意契約において現在の契約者と平成19年から平成31年まで継続して委託を行っていた。

この点、市担当者によれば、本業務には消費生活相談員資格が必要であり、当該資格を所持している人材を確保している団体が限られていることから、他団体に公募参加可能かヒアリング等を行っているものの、現時点で他に公募を受ける団体がないとのことである。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

【対象部署：経済労働局 労働雇用部】

➤ 業務委託名

川崎市勤労者福祉共済厚生事業等業務委託

➤ 業務委託の概要

川崎市勤労者福祉共済の会員向けのサービスとして、厚生事業の企画・運営、会報誌・ホームページの編集、未加入事業所に対する加入促進、共済事業広報にかかる業務及び会員管理・給付等受付処理業務を実施する業務である。

業務は原則川崎市経済労働局労働雇用部内において行う。なお、厚生事業のイベント等実施の際は、イベント実施場所において業務を行うこととする。

業務内容は下記の通り。

- (1) 厚生事業の企画・運営に関する業務
- (2) 厚生事業等の広報に関する業務
- (3) 加入促進に関する業務
- (4) 会員の加入・脱退等に関する受付処理業務
- (5) 給付事業の受付処理業務
- (6) 掛金に関する業務
- (7) 貸付事業の案内
- (8) 受付窓口業務
- (9) 共済システム管理業務

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市勤労者福祉共済厚生事業等業務委託
契約者名	株式会社ベネフィット・ワン
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2025年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	161,003,815 円（税抜）
入札価格	160,953,944 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	99%
契約金額	160,953,944 円（税抜）
入札参加者数	1 社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 一者応募の改善について

当委託業務は平成 21 年度より現在の契約者に委託を行っており、公募型プロポーザルへの応募も現在の契約者一者のみの参加となっている。

この点、市担当者によれば、同様の業務を請け負っている団体は他にもあるものの、業務内容の規模が大きく引き受けが可能な団体が限られていることから、他団体に公募への参加可能かヒアリング等を行っているものの、現時点で他に公募を受ける団体がいないとのことである。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

【対象部署：経済労働局 労働雇用部】

➤ 業務委託名

川崎市生活文化会館管理運営委託

➤ 業務委託の概要

川崎市生活文化会館について、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間の管理運営を行う第 4 期指定管理者の公募・選定を実施し、経済労働局指定管理者選定評価委員会における審査及び川崎市議会における議決を経て、「公益財団法人神奈川県労働福祉協会」を第 4 期川崎市生活文化会館指定管理者として指定した。

業務の内容は下記となっている。

(1) 施設の維持管理に関する業務

ア 受付・案内業務

イ 代表電話対応及び取次ぎ業務

ウ 施設サービス業務

エ 機械警備業務

オ 電気保守業務

カ 会館清掃等業務（受水槽清掃業務・環境衛生管理業務・調理実習室清掃を含む。）

キ 空気調和設備定期点検整備業務

- ク 昇降機保守点検業務
 - ケ 消防用設備等点検業務
 - コ グランドピアノ調律業務
 - サ 駐車場管理運営業務
 - シ 自動ドア設備保守点検業務
 - ス 電動シャッター等保守点検業務
 - セ 洋裁実習室備品保守点検業務
 - ソ 災害時等における帰宅困難者一時滞在施設に関する業務
 - タ 川崎市公共施設利用予約システム（ふれあいネット）に関する業務
 - チ 緊急修繕業務
- (2) 管理運営に係る業務

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市生活文化会館管理運営委託
契約者名	公益財団法人神奈川県労働福祉協会
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	指定管理料上限額（令和3年4月1日～令和8年3月31日） 231,711,000円（税込）
入札価格	231,710,000円（税込）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	46,342,000円（税込）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 一者応募の改善について

当委託業務は公募型プロポーザルへの応募が1者のみの参加となっている。

この点、市担当者によれば、過去の公募実施時には複数の参加があったこともあるものの、直近の公募時には他に公募に参加した団体はないとのことであった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向

けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

【対象部署：経済労働局 観光・地域活力推進部】

➤ 業務委託名

川崎じもと応援券（第2弾）発行運営業務

➤ 業務委託の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促すため、令和2年度に引き続き、川崎じもと応援券（第2弾）を発行する。

<委託内容>

- (1) 応援券作成業務
- (2) コールセンター運営業務
- (3) ホームページ開設・運営業務
- (4) 販売業務
- (5) 利用店舗募集・管理業務
- (6) 利用対象者対応業務
- (7) 換金業務
- (8) 広報業務
- (9) 不正利用防止に関する取組
- (10) アンケート調査業務

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎じもと応援券（第2弾）発行運営業務
契約者名	株式会社 JTB 川崎支店
契約開始日	2021年4月7日
契約終了日	2022年6月30日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	445,275,914円（税抜）
入札価格	445,275,914円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%

契約金額	445,275,914 円（税抜）
入札参加者数	2 社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について
当委託業務において、応援券の購入申込の際に購入希望者がハガキや Web サイトに記載する氏名・住所・電話番号等は機密性区分 I、店舗が登録申込の際に提供する法人情報は機密性区分 II に該当している。

セキュリティ基準に基づくと、機密性区分 I 又は II に該当する情報については以下の書類等を作成する必要がある。

- ・機密保持等に関する誓約書
- ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類
- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

当該業務における、書類等の作成状況は以下のとおりである。

規定される書類等	作成・提出状況
機密保持等に関する誓約書	ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。
委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類	受渡票等の書類は作成せず、メールで廃棄を確認している。
委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面	上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。

川崎市では、委託業務終了後に機密性区分 I 又は II に該当する情報を廃棄する場合の確認は受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされているところ、メールにより管理していることは望ましくない。

また、委託業務終了後に廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成していない場合には、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要であることから、誓約書と委託業務完了届の提出をもって代用することは適切ではない。

したがって、委託業務終了後に機密性区分 I 又は II に該当する情報を廃棄したことの確認はメールではなく、受渡票等の書類で行うことが望ましい。また、当委託業務では受渡票等の書類は作成していないため、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要である。

③ 環境局

【対象部署：環境局 施設部処理計画課】

➤ 業務委託名

王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託

➤ 業務委託の概要

王禅寺エコ暮らし環境館の運営管理に関する業務委託である。

王禅寺エコ暮らし環境館は川崎市北部の総合的な環境学習の施設として、川崎市における環境行政に関する取り組みについて、市内外に発信することを目的としている。また、持続可能な循環型のまちの実現に向けて、「資源循環」「地球温暖化対策」「自然共生」等の普及啓発に努めるため、施設運営管理に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

- (1) 多様なニーズに対し柔軟に対応しつつ、効果的かつ効率的な運営を行うものとする。
- (2) 来館者の誘導等に関して安全対策を徹底するものとする。
- (3) 子どもから大人まで、一般見学から専門家による視察まで、幅広いニーズへの対応、来館者へ適切に対応するものとする。

また、具体的な委託業務の内容は以下のとおりである。

- (1) 履行開始前の運営準備等に関する業務
- (2) 開館前準備及び閉館に関する業務
- (3) 展示等案内・施設見学受付に関する業務
- (4) 普及啓発に関する業務
- (5) 広報に関する業務
- (6) 駐車場管理に関する業務
- (7) 遺失物・拾得物の保管・処置に関する業務
- (8) ウォーターサーバー等の管理に関する業務
- (9) ヨネッティー王禅寺あて文書等に関する業務
- (10) 身体等の不自由な方等への誘導等に関する業務
- (11) 開錠・施錠に関する業務
- (12) 降雪時の対応等に関する業務
- (13) 施設維持管理のための日常清掃等に関する業務
- (14) 展示物の日常点検等に関する業務
- (15) 消耗品等の管理に関する業務

- (16) 備品等の管理に関する業務
- (17) 貸与品等の適正な管理に関する業務
- (18) 施設の保守点検・修繕への協力に関する業務
- (19) その他該当する業務

➤ 委託契約の概要

契約件名	王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託
契約者名	メタウォーター株式会社横浜営業所
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2027年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	182,474,000円（税抜）
入札価格	170,000,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	93%
契約金額	170,000,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 決裁文書へ添付する資料の誤りについて

本業務は公募型プロポーザル方式によって業者選定を行っており、業者選定の企画提案書評価委員会開催にあたって、企画提案書評価委員会の開催通知、企画提案書評価委員会委員名簿、企画提案書評価委員会設置要綱等の関連書類を添付したうえで、回議書「王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託に係る企画提案書評価委員会の開催について（伺い）」において決裁を受けているが、添付書類の1つである企画提案書評価委員会委員名簿について、誤って過去（2018年）の名簿が添付されていた。その結果、回議書には企画提案書評価委員会設置要綱で規定されている委員の所属と名簿の委員の所属が異なっている。

実際に開催された企画提案書評価委員会には、企画提案書評価委員会設置要綱で規定されている所属の委員が出席しており、業者選定に影響はないが、回議書に添付する資料は決裁の判断資料となり得るものであり、添付資料に誤りがないよう留意する必要がある。

【対象部署：環境局 生活環境部収集計画課】

- 業務委託名
令和4年度 廃タイヤ収集運搬・処分業務委託（第2回）
- 業務委託の概要
廃棄物関係車両で使用した廃タイヤの収集運搬・処分業務である。
- 委託契約の概要

契約件名	令和4年度 廃タイヤ収集運搬・処分業務委託（第2回）
契約者名	株式会社 加藤商店
契約開始日	2023年2月1日
契約終了日	2023年3月24日
契約方法	随意契約（見積合わせ）
予定価格	899,018円（税抜）
入札価格	899,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	99%
契約金額	899,000円（税抜）
入札参加者数	3社

- 監査の結果及び意見

【指摘】 積算根拠資料の記載誤りについて

予定価格算定の根拠を記載した設計根拠を閲覧したところ、記載の一部に誤りが発見された。具体的には下図が設計根拠であるが、No.7、No.8の設計根拠が「No.8と同額」と記載されているが、これは「No.9と同額」の間違いであった。

本委託業務は随意契約であるが、随意契約において予定価格は契約金額を決定するための基準となるものであり、予定価格の設計は重要である。また、設計根拠の記載は予定価格算定にあたっての根拠を示すものであり、設計根拠の記載が不正確であれば予定価格算定の信頼性を損なう可能性もある。今回の記載誤りは予定価格に影響を与えるものではないが、予定価格算定の根拠である設計根拠の記載には誤りがないよう留意する必要がある。

No.		本数	設計単価	R4見積(1回目)	設計根拠
1	収集運搬一式	1	180,000	162,350	R4X1.1(端数切り上げ)
2	145R12	20	853	775	R4X1.1
3	145/80R12	10	853		No.2と同額
4	195/85R16	4	1,056		R3X1.1
5	205/85R16	371	1,375	1,250	R4X1.1
6	225/80R17.5	52	1,375	1,250	R4X1.1
7	265/70R19.5	6	1,980		No.8と同額
8	11R22.5 14PR	10	1,980		No.8と同額
9	11R22.5 16PR	30	1,980	1,800	R4X1.1
10	16.9-24 G-15A	1	16,500	15,000	R4X1.1

④ 健康福祉局

【対象部署：健康福祉局 地域包括ケア推進室】

➤ 業務委託名

基幹相談支援センター運營業務委託（川崎市中部基幹相談支援センター）

➤ 業務委託の概要

川崎市中部基幹相談支援センターが実施する障害者相談支援事業の補完及び広域調整等のほか、以下の各号に掲げる事業の委託である。

（１）総合的・専門的な相談支援

- ア 総合的・専門的な相談支援
- イ 広域調整が必要な利用者への対応
- ウ 特に支援が困難な利用者への対応

（２）地域の相談支援体制の強化の取組

- ア 地域の相談支援従事者等に対する訪問等による助言・後方支援
- イ 地域の相談支援従事者等の人材育成の支援
- ウ 地域の相談支援機関等に対する運営支援
- エ 地域の相談機関や住民等との連携強化の取組
- オ 市地域自立支援協議会の市との共同運営及び区地域自立支援協議会の各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）との共同運営

（３）地域移行・地域定着の促進の取組

- ア 障害者支援施設及び精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- イ 障害者支援施設及び精神科病院等に入所・入院している障害者等に対する意思決定支援の取組の推進
- ウ 障害者等の地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

（４）権利擁護・虐待の防止

- ア 川崎市障害者虐待防止対策事業実施要綱に基づくコアメンバー会議への参加
- イ 障害者虐待を防止するための取組
- ウ 成年後見制度の利用支援
- エ 日常生活自立支援事業の利用支援
- オ 消費者トラブルを防止するための取組
- カ 障害者差別の解消に関する取組

➤ 委託契約の概要

契約件名	基幹相談支援センター運営業務委託（川崎市中部基幹相談支援センター）
契約者名	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	65,640,000円（消費税及び地方消費税非課税事業）
入札価格	65,640,000円（消費税及び地方消費税非課税事業）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	65,640,000円（消費税及び地方消費税非課税事業）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 変更契約の締結時期について

本委託契約では、契約額について90,000円増額の変更契約を締結している。変更理由は相談員1名が令和5年1月に相談支援専門員資格を取得したため、基幹相談支援センター運営業務委託仕様書「15 委託料の追加支払について」の規定に基づき、当該職員が相談支援専門資格を取得した日の属する月から相談支援専門員資格加算を算定することとし、当初支払額から不足する分を追加支払するためである。

変更事由が生じたのは令和5年1月であるが、変更契約が締結されたのは委託業務期間の最終日である令和5年3月31日となっている。その理由としては、年度途中の資格取得や欠員等が頻繁に生じる可能性があり、その都度変更契約を締結するのは煩雑であるからとのことである。

このように都度の変更契約締結は煩雑だとしても、変更事由が生じた場合には速やかにその内容を契約内容に反映させることは、契約相手方との法的なトラブルが生じるリスクを回避するうえでも重要と考える。

今後は変更事由が生じた場合には、速やかに変更契約を締結することを検討すべきと考える。

【対象部署：健康福祉局 生活保護・自立支援室】

➤ 業務委託名

川崎市自立支援センター日進町管理運営委託

➤ 業務委託の概要

川崎市内に起居する野宿生活から脱却の意思があるホームレス等を対象に、生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援事業及び一時生活支援事業に該当する宿泊援護、就労支援、住居の確保支援及びその他必要な支援に関する事業を行うことにより、地域社会において自立した日常生活を継続して営むことができるよう支援することを目的として、川崎市自立支援センター日進町及び川崎市ホームレス訪問型自立支援住宅の管理運営に関する委託業務である。

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市自立支援センター日進町管理運営委託
契約者名	中高年事業団やまて企業組合 川崎支店
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2025年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	360,773,370円（消費税及び地方消費税非課税事業）
入札価格	360,773,370円（消費税及び地方消費税非課税事業）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	360,773,370円（消費税及び地方消費税非課税事業）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 選考委員会設置要綱の改定について

本業務は公募型プロポーザル方式によって業者選定を行っており、業者の選定にあたり「川崎市自立支援センター日進町管理運営事業委託法人選考委員会」が開催されている。また、当該選考委員会の運営について必要な事項は「川崎市自立支援センター日進町管理運営事業委託法人選考委員会設置要綱」において定められている。

当該設置要綱を閲覧したところ、選考委員会の委員について、実際の選考委員会の委員とは異なる記載となっていた。具体的には設置要綱では「川崎区役所保健福祉センター所長若しくは副所長（福祉事務所長を充職とする者）」と規定しているところ、実際

に開催された選考委員会の委員は「川崎区役所地域みまもり支援センター所長」であった。相違している理由は平成31年度に保健福祉センターは地域みまもり支援センターに改称されているためである。

設置要綱で委員を規定している趣旨としては、業者選定に際し、適切な判断ができる知見・経験を有する人物を選考に関与させることで、業者選定の公正性・適切性を担保するためである。本業務における設置要綱の記載との相違理由は組織改称であり、実際に開催された選考委員会では適切な人物が選考委員として関与しているため、実質的に業者選定の公正性・適切性に影響を与えるものではないが、設置要綱で規定する選考委員と異なる人物が選考に関与するリスクを回避するため、組織改称も含めた設置要綱の改定が必要な事象が生じた場合には速やかに改定を行うことが望まれる。

【対象部署：健康福祉局 生活保護・自立支援室】

➤ 業務委託名

令和4年度生活づくり支援ホーム下野毛（分館含む。）設置及び管理運営委託

➤ 業務委託の概要

ホームレス等に対する施設の設置及び当該施設の管理運営に関する委託業務であり、委託事業の内容は以下のとおりである。

(1) 施設の設置

次の(2)～(4)の事業を実施するための施設を確保する。

(2) 生活づくり支援ホーム下野毛（分館を含む。）での生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業

主に中原区以北のホームレスに対して、食事や宿所等の提供を行い、ホームレスのニーズに応じて自立に向けた支援を行う。

(3) ビジネスホテル活用事業

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用状況の悪化等により、居所喪失者が増加した場合や、生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下、センターという）でのコロナ陽性者発生により、センターでの受入れが困難となった場合に、ビジネスホテル等を活用して居所喪失者の受入れ、自立の支援を行う。

(4) 訪問型自立支援住宅事業

野宿生活期間が長期化しているホームレスで自立の意思はあるものの、集団生活に抵抗感が強いものに対し、本館のサテライト施設としてアパートを借り上げてホームレスを入所させ、相談員の訪問による相談支援を行い、野宿生活からの脱却の支援を行う。

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度生活づくり支援ホーム下野毛（分館含む。）設置及び管理運営委託
契約者名	中高年事業団やまて企業組合 川崎支店
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	150,058,000 円（一部を除き消費税及び地方消費税非課税事業）
入札価格	150,058,000 円（一部を除き消費税及び地方消費税非課税事業）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	150,058,000 円（一部を除き消費税及び地方消費税非課税事業）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 予定価格の積算根拠の検証について

本委託業務の予定価格の積算根拠を閲覧したところ、下野毛土地建物リース料として 30,000,000 円が計上されていた。当該リース料は、本委託業務において使用する 891.35 m²の土地と約 50 人が寝泊まりできる 570.38 m²の建物を 1 年間確保するための費用であり、土地及び建物については、受託先が所有しているため、リース料は平成 28 年度に受託先と協議のうえ決定した金額とのことである。

平成 28 年度に受託先と協議した際の資料を確認したが、リース料については市側で独自の積算が行われており、定員 50 人を前提に 1 人あたり家賃額は生活保護における住宅扶助基準額を基礎に積算が行われている。積算額としての年間賃料は 29,826,000 円となっている。

このように積算根拠のリース料については受託先との協議により 30,000,000 円として、これを委託料全体の積算額に含め、予定価格を算定しているが、リース料のみに着目すると、積算額としての年間賃料 29,826,000 円を上回る 30,000,000 円が委託料全体の積算額を算定する際の金額として使用されており、敷地内の駐車スペースやプレハブ倉庫、緊急時に使用する個室などの確保に要する費用を含んだ金額であるとのことであるが、積算額として適切な金額なのか疑問が残る。

年間賃料 29,826,000 円は平成 28 年度における業者とのリース料を交渉する際の見

積に過ぎず、予定価格の算定基礎ではないと言えるが、見積額を上回る 30,000,000 円が積算根拠として使用されている点には違和感があるので、次回の予定価格積算時には再度年間賃料の積算を行い、積算に使用している現状の 30,000,000 円が積算額として適切な金額なのか検証を行う必要があると考える。

【積算根拠】

	R4予算	備考
委託料	150,058,000	
本館(定員49人)	114,663,250	
人件費(基本給+賞与)	43,075,000	
施設長(常勤)	5,800,000	相談業務5年以上
主任生活相談指導員(常勤)	5,500,000	
生活相談指導員(常勤)3人	13,800,000	1人は社会福祉士
事務員(常勤)	3,300,000	
生活相談指導員(非常勤)	3,000,000	
看護師(非常勤)	858,000	
宿直専門員(非常勤)	10,817,000	夜間及び休日勤務
光熱水費	5,526,000	
運営費	6,920,000	消耗品費、清掃等委託費、車両費、通信費、保険料等
事業費	28,592,250	
給食費	18,779,250	1,050円×365日×49人
保健衛生費	823,000	検診費、医薬品
日用品費	7,154,000	400円×365日×49人
寝具借上げ費	1,836,000	49人+宿直2人=51床 3,000円×51床×12月
求職交通費	550,000	
下野毛土地建物リース料	30,000,000	
分館(定員8人)	17,530,920	
生活相談指導員(常勤)	4,500,000	
光熱水費	884,160	
運営費	1,317,760	消耗品費、車両費、通信費、保険料等
給食費	3,796,000	1,300円×8人×365日
医薬品	7,000	一般家庭常備薬セット
日用品費	1,168,000	400円×8人×365日
寝具借上げ費	288,000	3,000円×8床×12月
求職交通費	50,000	
分館使用料	5,520,000	57,500円(管理費込み) / 月×8室×12月
ホテル借上げ	8,677,680	
相談支援員(非常勤)	3,000,000	
通信費	36,000	
宿泊料	3,707,000	5,500円×674泊
給食費	876,200	1,300円×674人
日用品費	269,600	400円×674人
消費税	788,880	
訪問型自立支援住宅	1,744,500	
光熱水費	120,000	
事業費	140,000	クリーニング代、通信費、消耗品費
給食費	474,500	1,300円×365日
日用品費	146,000	400円×365日
寝具借上げ費	36,000	3,000×12月
物件賃借料等	828,000	57,000円 / 月×12月、更新料等
事業管理費	7,441,523	土地建物リース料・分館使用料を除く委託料×7%程度

⑤ こども未来局

【対象部署：こども未来局 保育事業部保育第2課】

➤ 業務委託名

おなかま保育室事業委託契約

➤ 業務委託の概要

認可保育所等への入所を希望しながら入所保留となっている保育を必要とする児童を、保護者に代わって家庭的環境の中で健康かつ安全に保育することにより児童の福祉増進を図ることを目的とし、おなかま保育室を設置、運営するとともに、令和3年度末で閉室となった溝口及び有馬の賃貸借物件の原状復帰等の閉室に伴う処理を実施する業務である。

➤ 委託契約の概要

契約件名	おなかま保育室事業委託契約
契約者名	一般社団法人 川崎市保育会
契約開始日	2022年4月1日
履行期間	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	63,739,042円（消費税額及び地方消費税額は非課税）
入札価格	63,739,042円（消費税額及び地方消費税額は非課税）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	63,739,042円（消費税額及び地方消費税額は非課税）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

当委託契約は、認可外保育園として児童を保育する業務であることから、保護者及び児童に関する個人情報を取扱う業務であり、委託先が取扱う情報は、セキュリティ基準における機密性区分Iに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づく以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

- ・機密保持等に関する誓約書

- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外で利用しないよう、さらには情報の流出を行わないように、セキュリティ基準で定められている書類について委託先から提出を受ける必要がある。

【対象部署：こども未来局 こども家庭センター】

➤ 業務委託名

川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託

➤ 業務委託の概要

児童虐待に関する相談及び通告を24時間365日受け付ける体制を構築することで、児童虐待を早期に発見し、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげること、また、児童及び青少年のいじめや不登校、対人関係等の相談に対応することを目的とする。具体的には、川崎市こども未来局こども家庭センターと協議しながら、次の業務を行う。

- (1) 川崎市児童虐待防止センター及び児童相談所虐待対応ダイヤルに関する業務
- (2) 児童・青少年電話相談に関する業務
- (3) 相談内容の記録・統計に関する業務
- (4) その他

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託
契約者名	ダイヤル・サービス株式会社
契約開始日	2022年4月1日
履行期間	2023年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	24,996,000円（税抜）
入札価格	24,996,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	24,996,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 過去の実績を基礎とした予定価格の算定について

当委託契約は、児童虐待等の通報受付、相談対応業務であることから、保護者及び児童に関する個人情報を取扱う業務である。また、直近 3 年間の相談件数及び契約金額は以下のとおりであるが、仕様書では相談想定件数は 5000 件程度とされており、令和 4 年度川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託事業者募集要項に記載の参考価格は相談想定件数 5000 件に基づいた金額算定となっている。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談件数	2,858 件	2,972 件	2,546 件
契約金額（税込）	27,500 千円	27,500 千円	27,500 千円

参考価格（予定価格）の算定に当たっては、重大な虐待事故事案等の防止のため、24 時間 365 日、確実な相談・通告受理体制を確保し得る推定件数に基づくべきであるが、過大な見込みとはならないよう、過去の実績を考慮して毎年十分に精査することが必要である。

【対象部署：こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当】

➤ 業務委託名

川崎市社会的養護自立支援事業業務委託

➤ 業務委託の概要

本市児童相談所長が措置した児童福祉施設等の児童等に対し、入所中の児童等への自立に向けた相談支援、また退所者への自立した生活の継続のための相談支援等を実施することで、児童等が円滑に社会的自立を果たせるよう支援を行うことを目的として、具体的には以下の業務を行う。

- (1) 入所児童等への自立に向けた相談支援
- (2) 退所者への自立した生活の継続のための相談支援

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市社会的養護自立支援事業業務委託
契約者名	株式会社パソナ
契約開始日	2022 年 4 月 1 日
履行期間	2024 年 3 月 31 日

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	46,130,909 円（税抜）
入札価格	46,130,900 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	99%
契約金額	46,130,900 円（税抜）
入札参加者数	1 社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 一者応募が続く委託業務における事業継続性の検討について

当該業務は、平成 30 年度から委託を開始した。開始当初から公募型プロポーザル方式であったものの、これまでも株式会社パソナのみが参加している。業務の性質上、児童に対する継続的な支援が重要であることから、事業を利用する児童それぞれに、委託事業者職員が担当制で対応すること、また、年度をまたぐ場合も担当を変更することはなく、継続的な支援を行うことに努めている。

当該業務のように、一定の期間、継続することが重要な業務では、委託先が頻繁に変更されることは利用者にとって有益ではない一方で、委託開始当初から現在の委託先 1 社しか参加者がいない現状は、当該委託先が受注しなかった場合に業務継続性が危ぶまれる状況である。こうした契約に対して、長期継続契約を締結する方法や他の受託可能事業者をあらかじめ探しておくなど、事業継続性を検討することが必要である。

【対象部署：こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当】

➤ 業務委託名

子育て世帯への臨時特別給付金事務処理センター業務委託

➤ 業務委託の概要

令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給にあたり必要な給付金のお知らせの発送業務、コールセンター業務、申請書の審査・入力業務、支給決定通知の発送業務等を行うものであり、具体的には以下を実施する。

- (1) 事務処理センター執務室の整備
- (2) 給付金のお知らせ等発送物の印刷、封入封緘及び発送業務
- (3) コールセンター業務
- (4) 申請書等発送業務
- (5) 申請受付審査等業務

- (6) 申請内容入力業務
- (7) 支給決定通知の印刷、封入封緘及び発送業務
- (8) 振込不能に関する口座確認等

➤ 委託契約の概要

契約件名	子育て世帯への臨時特別給付金事務処理センター業務委託
契約者名	株式会社総合キャリアオプション
契約開始日	2022年1月14日
履行期限	2022年5月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	19,263,200円（税抜）
入札価格	14,600,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	75%
契約金額	14,600,000円（税抜）
入札参加者数	6社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 特定業務委託契約における台帳の未入手について

当委託契約は、予定価格が10,000千円以上の業務委託であり、電算関連業務・データ入力の業種・種目に該当する契約であることから、特定業務委託契約に該当する。

特定業務委託契約に該当する場合、対象労働者ごとの作業報酬と基準額を比較し、作業報酬の支払いが適正に行われているか確認するために、対象労働者の労働時間、作業報酬等を記載した市の指定様式による台帳を作成し、市に提出することを「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引き（以下「特定業務委託契約手引き」という。）では求められている。しかし、当該契約では台帳の作成、提出を受けていない。

特定業務委託契約手引きに基づき台帳の提出を受ける必要がある。

【対象部署：まちづくり局 計画部都市計画課】

➤ 業務委託名

川崎市垂直写真・斜め写真複製業務委託

➤ 業務委託の概要

川崎市が所有する垂直写真及び斜め写真のネガフィルム及びデジタル撮影画像データファイル（外付けハードディスクに格納したもの。）からの写真複製業務の委託である。

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市垂直写真・斜め写真複製業務委託
契約者名	国際航業株式会社 神奈川支店
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	特命随契（見積合わせ）
予定価格	402,728円（税抜）
入札価格	388,454円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	96%
契約金額	388,454円（税抜）
入札参加者数	3社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 借用書の返納時欄の記載漏れについて

当該業務では市から業者に対して物品（斜め写真データ HDD）を貸し付けている。委託業務期間中の貸与物品については、委託仕様書の第6条で貸与資料に関する記載があり、亡失等がないよう厳重な管理を行わなければならない旨が記載されているため、借用書を作成し、委託業務終了後に物品の返還を受けた場合には借用書の返納時欄に、返還を受けた日付と担当者名の記載及び押印を行うことが要求されている。

借用書を確認したところ、返納時欄の記載が空欄となっていた。貸与物品については確かに返還を受けたとのことであるが、返還を受けた証跡として返納時欄への記載を漏れなく実施する必要がある。

⑥ 建設緑政局

【対象部署：建設緑政局 自転車利活用推進室】

➤ 業務委託名

自転車等保管所管理運営業務委託

➤ 業務委託の概要

自転車等保管所の適正な管理運営を行い、撤去した自転車の保管・管理、円滑かつ適正な返還及び売却に関する業務を実施するもの

(業務内容)

- ・ 保管返還業務
- ・ 所有者照会業務
- ・ 保管所の維持修繕業務
- ・ 保管所再編に伴う保管車両の移動作業の補助(搬出・受入)

➤ 委託契約の概要

契約件名	自転車等保管所管理運営業務委託
契約者名	一般社団法人 川崎市交通安全協会
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約(特命随意契約)
予定価格	78,020,000円(税抜)
入札価格	78,020,000円(税抜)
落札率(入札価格/予定価格)	100%
契約金額	78,020,000円(税抜)
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 情報の複写及び複製に関する書面による確認について

川崎市情報セキュリティ基準の9業務委託業者の管理(2)委託業者への確認及び指導には以下の記載がある。

カ 情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う。

当委託業務では機密性区分 I の情報を業者が取得しているが、情報の複写及び複製をしていないことについて、口頭による確認のみであり、書面による確認は行われていない。

情報漏えいのリスクや情報が悪用されるリスクに対応するため、情報の複写及び複製をしていないことについて、セキュリティ基準にもとづき書面で確認する必要がある。

⑦ 川崎区役所

【対象部署：川崎区役所 地域ケア推進課】

➤ 業務委託名

令和4年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託

➤ 業務委託の概要

川崎区内に在住、在学及び在園する日本語に不慣れや子どもや保護者の孤立防止のため、川崎区内の保育所、福祉施設、区役所等の子どもの支援を行う機関からの申請に基づき、地域の人材の協力を得て通訳及び翻訳を行う業務の委託契約を締結している。当業務委託契約の具体的な業務内容は以下の通りである。

外国語の通訳及び翻訳の能力を有し、この事業への協力を承諾した者を登録し、対象者と規定される子どもの支援に関する通訳もしくは翻訳の申請があった場合に、当該申請に適切な協力者を選定し、当該協力者をもって当該申請に基づく通訳もしくは翻訳を行うものとする。対応言語は、英語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、韓国語・朝鮮語、ベトナム語、ネパール語とし、その他必要な言語についても可能な限り対応する。

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託
契約者名	社会法人青丘社
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	1,177,560円（税抜）
入札価格	1,177,560円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	1,177,560円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 情報の複写及び複製に関する書面による確認について

当委託業務の契約書には「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」が設けられており、個人情報の適正管理等について定めている。業務で委託先に提供する情報には機密性 I（個人に関する情報。特定個人情報は含まない）の情報が含まれるが、申請者（依頼元）から委託先への直接提供となり、委託先が個人情報にかかる紙媒体の返却や資料の廃棄を適切に行っているか否かに関する川崎市の確認は口頭にとどまっている。

また、「川崎市情報セキュリティ基準」において、「情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分 I 又は II の情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う」こととされているが、書面での確認は実施していない。

委託先は、通訳・翻訳のボランティアを広く利用していることから、個人情報が漏洩するリスクや悪用されるリスクが一定程度あるものと推察される。個人情報にかかる紙媒体の返却、資料の廃棄及び複写・複製等をしていないことについて、契約書の特記事項ないし「川崎市情報セキュリティ基準」に準拠し、今後は委託先から書面で確認する必要がある。

⑧ 中原区役所

【対象部署：中原区役所 地域ケア推進課】

➤ 業務委託名

令和4年度中原区子育て支援者養成事業業務委託

➤ 業務委託の概要

虐待防止や地域の子育て支援体制の拡充のために、一般市民の子育てへの理解を深めると同時に、さらに、子育て支援者を養成し、子育てネットワークづくりを推進する一助とするための集中講座開催に関する委託業務である。

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度中原区子育て支援者養成事業業務委託
契約者名	NPO法人 子育て支えあいネットワーク満
契約開始日	2022年8月8日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（見積合わせ）
予定価格	909,000円（税抜）
入札価格	849,600円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	93%
契約金額	849,600円（税抜）
入札参加者数	3社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 書類の名称誤りについて

委託業務の完了後に仕様書に記載された事項が適切に履行されたかどうかを確認し、その結果を記載した検査確認書を作成することになっているが、履行確認の結果、作成した書類の名称が業務完了報告書となっていた。

検査確認書は履行確認の結果を記載する重要な書類であり、適切な名称に修正する必要がある。

【対象部署：中原区役所 衛生課】

➤ 業務委託名

令和4年度デジタルエックス線画像処理装置保守点検業務委託

➤ 業務委託の概要

富士フィルムメディカル株式会社 DR（デジタルラジオグラフィー）システム一式に関する保守点検の委託業務である。

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度デジタルエックス線画像処理装置保守点検業務委託
契約者名	富士フィルムメディカル 株式会社 南関東支社
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	863,200円（税抜）
入札価格	863,200円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	863,200円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について

委託契約約款第2条では業務日程表の提出を受ける旨が記載されているが、業務日程表の提出を受けていない。

川崎市委託契約約款

（日程表の提出）

第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

業務日程表の提出を受けていない理由としては、当該委託業務は1年に1回（例年3

月頃) の点検業務のため、点検前に担当者と委託業者で日程調整を行っていることから、当該日程調整が業務日程表の提出に代替するものであると判断していることによるものである。

約款は、不特定多数の者と同一の契約を迅速・効率的に行うために作成された定型的な内容の取引条項であり、日程表の提出についても定型的な内容の取引条項として記載されていると考えられる。そのため、当該委託業務においては日程表の提出がなかったとしても業務の遂行に支障をきたす可能性は低いと思われるが、約款として記載されている以上、日程表の提出を受ける必要があったと考える。仮に日程表の提出が必要ではないと判断された場合、次回の同内容の契約では、契約書の約款について削除する等、業務の実態に応じた対応を行うことが望まれる。

【対象部署：中原区役所 まちづくり推進部地域振興課】

➤ 業務委託名

なかはら世紀越え記念カプセル開封等イベント業務委託

➤ 業務委託の概要

2000年12月31日に開催された「なかはら世紀越えまつり」において設置したカプセルの開封及び中原区PRムービーの公開に関する委託業務であり、具体的な委託業務の内容は以下のとおりである。

- (1) カプセルの開封
- (2) カプセルの運搬
- (3) 司会者・コンサート演奏者の手配
- (4) 音響オペレータの手配
- (5) その他本事業を実施するために必要な事項

➤ 委託契約の概要

契約件名	なかはら世紀越え記念カプセル開封等イベント業務委託
契約者名	株式会社 アオイスports企画 事業本部
契約開始日	2022年7月15日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（見積合わせ）
予定価格	559,000円（税抜）
入札価格	505,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	90%

契約金額	505,000 円（税抜）
入札参加者数	3 社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 変更契約の締結時期について

当該委託業務については、途中で委託業務の内容に「映像オペレータの手配 イベント会場の映像オペレータを手配すること」が追加されたことから変更契約が締結されているが、変更契約日は令和4年12月9日となっており、イベント開催日の令和4年9月23日より後の日付となっている。

追加の業務内容については川崎市と委託先との間で口頭による合意はなされており、イベント開催日に履行されない可能性は低いとも言えるが、変更契約書において追加の業務内容を明確にし、イベント開催前に変更契約を締結しておくことが委託先の履行義務及び責任を明確にするという点でも望ましいと考える。

変更事由が生じた場合には、速やかに変更契約を締結することが望まれる。

⑨ 消防局

【対象部署：消防局 航空隊】

➤ 業務委託名

ヘリコプター1号機の4, 100時間定期整備業務委託

➤ 業務委託の概要

この業務は、川崎市が保有する川崎式BK117C-2型ヘリコプター（JA01KF）の4, 100時間定期整備に伴う次の工事を委託するものである。

ア 機体4, 100時間定期整備

(ア) 特殊環境及び腐食性条件下における運用後の暦日検査の実施

(イ) 任意装備品の年次点検

イ エンジン800時間定期整備（総使用時間 2662時間27分）

ウ 限界使用時間指定部品の交換及び定期整備等

(ア) 航空時計バッテリーの交換

(イ) ホイスト・ケーブルの交換

(ウ) 救助用ウインチ・ブームアッシーのオーバーホール作業

エ 定期耐空証明検査の受検（KSN-117-55D「耐空証明検査時の年次点検項目」を含む）

オ 定期無線検査の受検

➤ 委託契約の概要

契約件名	ヘリコプター1号機の4, 100時間定期整備業務委託
契約者名	セントラルヘリコプターサービス株式会社
契約開始日	2022年10月12日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	48,233,984円（税抜）
入札価格	48,233,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	99%
契約金額	48,233,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】再委託の事前申請について

本業務は再委託がなされているが、再委託にあたり発注者である川崎市の承諾が得られていない。

契約書において、委託業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託することは原則として禁止されており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託承諾申請書によって川崎市の承諾を受ける必要がある旨が定められている。

当該規定が設けられている趣旨は、再委託先の履行能力、再委託業務の範囲等を確認することで、再委託によって委託業務が適切に履行されないリスク、本業務委託の品質を確保できないリスク、再委託先による情報漏えいリスク等を回避することにある。また、本案件の契約方法は特命随意契約であるが、業務の全部が一括して再委託されていた場合、特命随意契約の相手先として適切だったかという疑問も生じる。

このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を行う必要がある。

【指摘】「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて

本業務は個人情報を取り扱う業務の委託に該当する。そのためセキュリティ基準に従い、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を添付する必要があるが、添付されていなかった。

委託先に個人情報の適切な取り扱いを遵守させるためには、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を契約書に添付し、当該特記事項に記載されている事項の遵守をお願いすることが重要である。

個人情報を取り扱う業務の委託の際には、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を忘れずに添付する必要がある。

【指摘】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づく以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

- ・機密保持等に関する誓約書
- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

【指摘】 情報資産の受渡管理について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

- ・ 情報を貸与する場合の受渡票等の書類
- ・ 委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

【対象部署：消防局 航空隊】

➤ 業務委託名

ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託

➤ 業務委託の概要

川崎市が保有するエアバス・ヘリコプターズ式AS365N3型ヘリコプター（JA02KF）の1, 750時間定期整備に伴い次の工事を委託するもの。

ア 機体600時間定期整備及び暦日8か年定期整備

イ エンジン600時間定期整備（総使用時間1, 750時間）

ウ 追加装備品の年次点検

エ 限界使用時間指定部品の交換及び定期整備等

オ 定期耐空証明検査の受検

カ 定期無線検査の受検

➤ 委託契約の概要

契約件名	ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託
契約者名	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社
契約開始日	2022年6月2日
契約終了日	2022年9月30日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	47,719,154円（税抜）
入札価格	47,719,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	99%
契約金額	47,719,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 再委託の事前申請について

本業務は再委託がなされているが、再委託にあたり発注者である川崎市の承諾が得られていない。

契約書において、委託業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託することは原則として禁止されており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託承諾申請書によって川崎市の承諾を受ける必要がある旨が定められている。

当該規定が設けられている趣旨は、再委託先の履行能力、再委託業務の範囲等を確認することで、再委託によって委託業務が適切に履行されないリスクを回避することにある。また、本案件の契約方法は特命随意契約であるが、業務の全部が一括して再委託されていた場合、特命随意契約の相手先として適切だったかという疑問も生じる。

このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を行う必要がある。

【指摘】「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて

本業務は個人情報を取り扱う業務の委託に該当する。そのためセキュリティ基準に従い、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を添付する必要があるが、添付されていなかった。

委託先に個人情報の適切な取り扱いを遵守させるためには、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を契約書に添付し、当該特記事項に記載されている事項の遵守をお願いすることが重要である。

個人情報を取り扱う業務の委託の際には、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を忘れずに添付する必要がある。

【指摘】 セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

- ・機密保持等に関する誓約書
- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行

われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

【指摘】 情報資産の受渡管理について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

- ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類
- ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

【対象部署：消防局 航空隊】

- 業務委託名
事業用操縦士限定変更訓練（A S 3 6 5 型）業務委託
- 業務委託の概要
この業務は、航空隊操縦士1名について、エアバス・ヘリコプターズA S 3 6 5 型の技能証明限定変更国家試験受験に伴う訓練を委託するものであり、内容は学科訓練時間48時間と飛行訓練時間35時間、型式内移行訓練21時間となっている。
- 委託契約の概要

契約件名	事業用操縦士限定変更訓練（A S 3 6 5 型）業務委託
契約者名	セントラルヘリコプターサービス株式会社
契約開始日	2022年12月15日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	34,718,730円（税抜）

入札価格	34,718,730 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	34,718,730 円（税抜）
入札参加者数	1 社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

- ・機密保持等に関する誓約書
- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

【指摘】 情報資産の受渡管理について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

- ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類
- ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

【対象部署：消防局 航空隊】

➤ 業務委託名

事業用操縦士限定変更訓練（BK117）業務の委託

➤ 業務委託の概要

この業務は、航空隊操縦士1名について、BK117型ヘリコプターの技能証明限定変更国家試験受験に伴う訓練を委託するものであり、内容は学科訓練時間54時間と飛行訓練時間30時間の合計84時間となっている。

➤ 委託契約の概要

契約件名	事業用操縦士限定変更訓練（BK117）業務の委託
契約者名	セントラルヘリコプターサービス株式会社
契約開始日	2022年7月4日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	24,630,987円（税抜）
入札価格	24,630,987円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	24,630,987円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

- ・機密保持等に関する誓約書
- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

【指摘】 情報資産の受渡管理について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

- ・ 情報を貸与する場合の受渡票等の書類
- ・ 委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

【対象部署：消防局 指令課】

- 業務委託名
消防業務用無線機（陸上移動局）その1保守点検業務委託
- 業務委託の概要
本業務は、消防業務用無線機のうち陸上移動局の保守点検業務と障害対応業務を委託し、消防業務の円滑な遂行を維持することを目的とするものである。
- 委託契約の概要

契約件名	消防業務用無線機（陸上移動局）その1保守点検業務委託
契約者名	株式会社富士通ゼネラル
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	8,382,000円（税抜）
入札価格	8,382,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	8,382,000円（税抜）

入札参加者数	1社
--------	----

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 一者応募の改善について

当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成 31 年から継続している。この点、市担当者によれば、消防業務用無線機は特殊な機器のため、業務を完う可能な業者は限られるとの回答があった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

【対象部署：消防局 指令課】

➤ 業務委託名

消防業務用無線機（陸上移動局）その 3 保守点検業務委託

➤ 業務委託の概要

本業務は、消防業務の円滑な遂行を維持することを目的として消防業務用無線署活動系無線機の保守点検業務と障害対応業務を委託するものである。

➤ 委託契約の概要

契約件名	消防業務用無線機（陸上移動局）その 3 保守点検業務委託
契約者名	株式会社 JVC ケンウッド国内無線システム営業部
契約開始日	2022 年 4 月 1 日
契約終了日	2023 年 3 月 31 日
契約方法	一般競争入札
予定価格	4,368,500 円（税抜）
入札価格	4,368,500 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%

契約金額	4,368,500 円（税抜）
入札参加者数	1 社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 一者応募の改善について

当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成 28 年から継続している。

この点、市担当者によれば、消防業務用無線機は特殊な機器のため、業務を完う可能な業者は限られるとの回答があった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

【対象部署：消防局 救急課】

➤ 業務委託名

川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託

➤ 業務委託の概要

市民等からの応急手当講習の需要に的確に応えるため、各種応急手当講習及び患者等搬送乗務員定期講習開催に係る必要な事務等を委託するものである。

業務内容は下記の通りである。

- (1) 各種応急手当講習等の実施
- (2) 各種応急手当講習等の修了証及び認定証の作成及び交付
- (3) 受講者記録簿の作成及び受講者数の管理・把握
- (4) 各種応急手当講習等の修了証及び認定証の再交付
- (5) 委託業務実績の集計・報告
- (6) WEB講習を活用した普通救命講習の実施（事業所等の希望による）
- (7) 親子参加型の講習を試験的に開催できるかを検証する。

- (8) 教材費の徴収及び教材等の資器材の購入等
- (9) 自社ホームページ等の広告媒体を用いた、市民、事業者等への広報活動
- (10) その他、川崎市が必要と認めるもの

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託
契約者名	公益財団法人川崎市消防防災指導公社
契約開始日	2022年4月25日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	10,725,454円（税抜）
入札価格	10,000,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	93%
契約金額	10,000,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

- ・機密保持等に関する誓約書
- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

【指摘】 情報資産の受渡管理について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

- ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類
- ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

【指摘】 委託業務完了届の記載誤りについて

本業務は各種応急手当講習及び患者等搬送乗務員定期講習の委託であり、毎月、講習の実施回数が記載された委託業務完了届が委託業者から提出され、検査確認後、委託料の支払いが行われているが、令和4年5月6日に提出された令和4年4月分の委託業務完了届の講習実施回数、受講者数の記載の欄が令和3年度という表記になっていた。

記載されている講習実施回数、受講者数は令和4年4月の実績数値であり、単純に年度の誤りとのことであるが、委託業務完了届の提出をもって検査を行い委託料の支払いが行われるという点では、委託業務完了届は業務が完了したことの報告に関する重要な書類であると言える。

委託業務完了届の記載誤りについては、委託業者に修正を求める必要がある。

【意見】 一者応募の改善について

当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成29年から継続している。

この点、市担当者によれば、他に見積依頼を行った業者からは「講習の指導経験がある応急手当指導員の確保が難しい」との理由で応募を断られたとの回答があった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

【対象部署：消防局 救急課】

➤ 業務委託名

A I を活用した救急隊の現場到着時間の短縮に係る業務委託

➤ 業務委託の概要

川崎市において救急隊を配置変更（移動配置（既存の救急隊を他の署所に配置すること）または臨時増隊（臨時の救急隊を配置すること））することで現場到着時間（119番通報等を覚知してから救急隊が救急事案発生場所へ到着するまでの時間をいう。以下同じ。）を短縮する方法を検討するために、人工知能（以下「A I」という。）を活用した救急需要予測及び救急隊の配置変更を実施した場合の現場到着時間短縮効果についてのシミュレーション機能を有するシステムの製作を委託するものである。

業務内容は下記の通りである。

（1）検証用データ準備

ア 救急活動記録データ

イ 救急隊運用情報

ウ 救急需要予測関連データ

（2）救急出場件数予測及び救急隊最適配置シミュレーション機能を有するシステムの製作

ア 救急需要予測モデル作成

イ 救急需要予測

ウ 救急隊最適配置シミュレーションの実施

➤ 委託契約の概要

契約件名	A I を活用した救急隊の現場到着時間の短縮に係る業務委託
契約者名	株式会社 Smart 1 1 9
契約開始日	2022 年 12 月 21 日
契約終了日	2023 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	18,181,819 円（税抜）
入札価格	17,220,000 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	94%
契約金額	17,220,000 円（税抜）
入札参加者数	3 社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 複数業者からの参考見積書の入手について

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

⑩ 教育委員会事務局

【対象部署 教育委員会事務局 教育環境整備推進室】

➤ 業務委託名

学校小荷物専用昇降機保守点検業務

➤ 業務委託の概要

川崎市立学校に設置している給食用小荷物専用昇降機を、安全かつ良好な状態に維持し、事故等を未然に防止するための点検を行う。

原則として、毎月1回、計12回点検を実施し、内1回は建築基準法第12条第4項に基づく定期検査を実施する。

➤ 委託契約の概要

契約件名	学校小荷物専用昇降機保守点検業務
契約者名	マーキュリーアセンソーレ 株式会社 首都圏支社 ※ABCブロックのいずれも上記会社
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	Aブロック：5,116,800円（税抜） Bブロック：4,752,000円（税抜） Cブロック：4,704,000円（税抜）
入札価格	Aブロック：2,902,800円（税抜） Bブロック：2,592,000円（税抜） Cブロック：2,640,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	Aブロック：56% Bブロック：54% Cブロック：56%
契約金額	Aブロック：2,902,800円（税抜） Bブロック：2,592,000円（税抜） Cブロック：2,640,000円（税抜）
入札参加者数	Aブロック：4社 Bブロック：4社 Cブロック：4社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 最低制限価格制度が適用される業務範囲の検討について

小荷物専用昇降機を含むエレベーターの維持管理業務は、市が定める業種・種目における施設維持管理業務のエレベーター保守点検にあたり委託業務に該当する。委託業務における最低制限価格設定対象業務は、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要領で定められているが、エレベーター保守点検は対象に含まれていない。

そのため、本業務の落札率（入札価格/予定価格）は、Aブロックが56.7%、Bブロックが54.5%、Cブロックが56.1%と低くなっているが、入札自体は有効なものとして成立している。

最低制限価格制度の趣旨としては、落札となるべき入札価格が著しく低価格である場合には、契約の履行が不確実になる可能性もあり、不測の損害を被る恐れや品質の低下を招く可能性があることから、これを防止することにある。本業務の目的・趣旨は、仕様書の冒頭にある通り「川崎市立学校に設置している給食用小荷物専用昇降機を、安全かつ良好な状態に維持し、事故等を未然に防止するための点検を行う」ことであり、一定の品質が保証される必要がある。実際に神奈川県ではエレベーター保守管理委託を最低制限価格制度が適用される業務に含めている。

以上から、エレベーター保守点検についても、業務所管課において最低制限価格制度の適用の必要性について事実確認を行ったうえで、制度所管部署と連携しながら検討することが考えられる。

【対象部署 教育委員会事務局 学校教育部支援教育課】

➤ 業務委託名

川崎市立特別支援学校スクールバス車両の運転等業務委託（令和3～5年度）

➤ 業務委託の概要

川崎市立特別支援学校の児童生徒及び関係教職員を対象として、通学及び校外行事等に使用するバスの運転業務を行う。

(1) 川崎市立特別支援学校（以下「学校」と表記）の児童生徒及び関係教職員（以下、「旅客」という。）を対象として、通学及び校外行事等に使用するバスの運転業務を行う。校外行事等の実施時には他校の児童生徒が乗車することがある。

(2) 旅客が下校する際、保護者に引き渡せない場合は、学校まで旅客を乗車させ戻すものとする。

(3) 道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任し、バスの点検を行う。

(4) バス車内の軽易な清掃、車体の軽易な洗車を行う。

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市立特別支援学校スクールバス車両の運転等業務委託 (令和3～5年度)
契約者名	三陽自動車 株式会社 神奈川事業所
契約開始日	2021年4月1日
契約終了日	2024年3月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	148,989,600円(税抜)
入札価格	95,400,000円(税抜)
落札率(入札価格/予定価格)	64.0%
最終契約額	95,400,000円(税抜)
入札参加者数	3社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 委託仕様書で定められた証明書類の未入手について

本委託業務はスクールバスの運転の委託であり、受注者は自動車保険(任意保険)に加入し、事前に保険内容に関する証明書類を発注者に提出しなければならない旨が委託仕様書において受注者の責務として定められているが、当該証明書類が入手されていなかった。

委託仕様書

7 受注者の責務

(7) 自動車保険

自賠責保険は発注者が加入する。

受注者は次の内容の自動車保険(任意保険)に加入し、事前に保険内容に関する証明書類を発注者に提出しなければならない。

対人賠償：無制限

対物賠償：無制限

搭乗者傷害賠償：1,000万円

車両：時価

スクールバスの運転の委託という性質上、受注者が保険に加入していることの確認は重要である。委託仕様書の記載に従い事前に保険内容に関する証明書類を入手する必要がある。

以上